## 別紙1

診療報酬の算定方法

## 1 医科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料 通則		
(通則の見直し)	1 健康保険法第63条第1項第1号及び老人保 健法第17条第1項第1号の規定による初診及 び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の 所定点数により算定する。ただし、同時に2以 上の傷病について初診を行った場合又は再診を 行った場合には、区分番号A000に掲げる初 診料の注2のただし書に規定する場合を除き、 初診料又は再診料(外来診療料を含む。)は、 1回として算定する。	→ 1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者 医療確保法第64条第1項第1号の規定による 初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各 区分の所定点数により算定する。ただし、同時 に2以上の傷病について初診を行った場合又は 再診を行った場合には、区分番号A000に掲 げる初診料の注2のただし書に規定する場合を 除き、初診料又は再診料(外来診療料を含む。 )は、1回として算定する。
第1節 初診料		
A000初診料	_	
(注の見直し)	注2 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して 初診を行った場合は、それらの傷病に係る初 診料は、併せて1回とし、第1回の初診のと	→ 注2 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して 初診を行った場合は、それらの傷病に係る初 診料は、併せて1回とし、第1回の初診のと

	きに算定する。ただし、同一保険医 おいて、同一日に他の傷病について 別の診療科を初診として受診した場 つ目の診療科に限り135点を算定 ただし書の場合においては、注3か でに規定する加算は算定しない。	、新たに 合は、2 できる。	きに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り135点を算定できる。ただし書の場合においては、注3から注7までに規定する加算は算定しない。
(注の新設)		(新設)	注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関(診療所に限る。)が、午後6時(土曜日にあっては正午)から午前8時までの間(深夜及び休日を除く。)、休日又は深夜であって、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、所定点数に50点を加算する。ただし、注4のただし書又は注5に規定する加算を算定する場合にあっては、この限りでない。
第2節 再診料			
A001 再診料			_
(点数の見直し)	1 病院の場合 2 診療所の場合	5 7点 7 1点	1 60点 2 —
(注の新設)		(新設)	 注5 区分番号A000に掲げる初診料の注6に 規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

医科-基本診療料-2/64

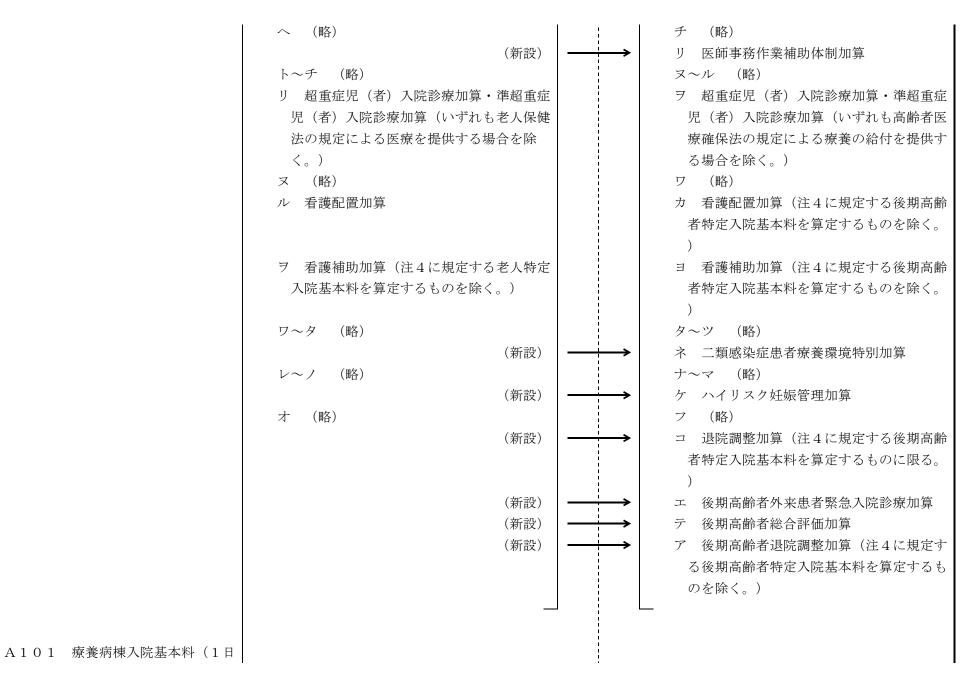
に適合しているものとして地方社会保険事務 局長に届け出た保険医療機関(診療所に限 る。)が、午後6時(土曜日にあっては正午 )から午前8時までの間(深夜及び休日を除 く。)、休日又は深夜であって、当該保険医 療機関が表示する診療時間内の時間において 再診を行った場合は、夜間・早朝等加算とし て、所定点数に50点を加算する。ただし、 注3のただし書又は注4に規定する場合にあ ってはこの限りではない。 (注の見直し) 注5 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼 注6 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼 痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める 痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める 検査並びにリハビリテーション、精神科専門 検査並びに第7部リハビリテーション、第8 療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療を行 部精神科専門療法、第9部処置、第10部手 わず、計画的な医学管理を行った場合は、外 術、第11部麻酔及び第12部放射線治療を 来管理加算として、所定点数に52点を加算 行わないものとして別に厚生労働大臣が定め する。ただし、病院又は診療所において老人 る計画的な医学管理を行った場合は、外来管 保健法の規定による医療を提供する場合にあ 理加算として、所定点数に52点を加算す っては、それぞれ所定点数に47点又は57 る。 点を加算する。 A002 外来診療料 (注の見直し) 注2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次 注2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次 に掲げるものは、外来診療料に含まれるもの に掲げるものは、外来診療料に含まれるもの とする。ただし、第2章第3部第1節第1款 とする。ただし、第2章第3部第1節第1款 検体検査実施料の通則3に規定する加算は、 検体検査実施料の通則3に規定する加算は、 外来診療料に係る加算として別に算定するこ 外来診療料に係る加算として別に算定するこ

第2部 入院料等	とができる。 イ〜ロ (略) ハ 血液形態・機能検査     区分番号D005 (10のうちへモグロビンA1c (HbA1c) 及び15骨髄像を除く。) に掲げるもの	とができる。 イ~ロ (略) ハ 血液形態・機能検査 区分番号D005 (9のうちへモグロビンA1c (HbA1c)、12デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性精密測定、13ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)精密測定、14骨髄像及び15モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)を除く。)に掲げるものニ〜ツ (略)
通則の見直し)	1 健康保険法第63条第1項第5号及び老人保 健法第17条第1項第5号による入院及び看護 の費用は、第1節から第4節までの各区分の所 定点数により算定する。この場合において、特 に規定する場合を除き、通常必要とされる療養 環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用 は、第1節、第3節又は第4節の各区分の所定 点数に含まれるものとする。 (追加)	→ 1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者 医療確保法第64条第1項第5号による入院及 び看護の費用は、第1節から第4節までの各区 分の所定点数により算定する。この場合におい て、特に規定する場合を除き、通常必要とされ る療養環境の提供、看護及び医学的管理に要す る費用は、第1節、第3節又は第4節の各区分 の所定点数に含まれるものとする。 → 3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、 特別入院基本料又は区分番号A307に掲げる 小児入院医療管理料を算定する場合を除き、入 院日から起算して5日間までの間は、区分番号

(通則の削除)	6 別に厚生労働大臣が複合病棟に関する基準を 定めた場合には、当該基準に適合しているもの として保険医療機関が地方社会保険事務局長に 届け出た複合病棟に係る入院基本料については 、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定 する。	A400に掲げる短期滞在手術基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料を含む。)又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。  (削除)
第1節 入院基本料		
A100 一般病棟入院基本料(1日 につき)		
(点数の見直し)	1 7対1入院基本料 1,555点 2 10対1入院基本料 1,269点 3 13対1入院基本料 1,092点 4 15対1入院基本料 954点	2 1,300点
(注の見直し)	注1 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料 又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外 の病院の病棟(以下この表において「一般病 棟」という。)であって、看護配置、看護師 比率、平均在院日数その他の事項につき別に	注1 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料 又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外 の病院の病棟(以下この表において「一般病 棟」という。)であって、看護配置、看護師 比率、平均在院日数その他の事項につき別に

	厚生労働大臣が定める基準に適合しているも	厚生労働大臣が定める施設基準に適合して
	のとして保険医療機関が地方社会保険事務局	るものとして保険医療機関が地方社会保険
	長に届け出た病棟に入院している患者(第3	務局長に届け出た病棟に入院している患者
	節の特定入院料を算定する患者を除く。)に	(第3節の特定入院料を算定する患者を除
	ついて、当該基準に係る区分に従い、それぞ	く。)について、当該基準に係る区分に従
	れ所定点数を算定する。	、それぞれ所定点数を算定する。ただし、
		文に規定する7対1入院基本料に係る別に
		生労働大臣が定める施設基準に適合するも
		として地方社会保険事務局長に届け出た病
		であって、別に厚生労働大臣が定める基準
		満たすことができない病棟については、本
		の規定に関わらず、当該病棟に入院してい
		患者(第3節の特定入院料を算定する患者
		除く。)について、準7対1入院基本料と
		て、1,495点(別に厚生労働大臣が別
		る地域に所在する保険医療機関の病棟であ
		場合には、1,525点)を算定する。た
		、通則6に規定する保険医療機関の病棟に
		いては、この限りではない。
(注の見直し)	注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟につい	
,,	ては、当分の間、地方社会保険事務局長に届	の一般病棟については、当分の間、地方を
	け出た場合に限り、当該病棟に入院している	保険事務局長に届け出た場合に限り、当該
	患者(第3節の特定入院料を算定する患者を	棟に入院している患者(第3節の特定入院
	除く。)について、特別入院基本料として、	を算定する患者を除く。)について、特別
	575点を算定できる。	院基本料として、575点を算定できる。
	注4 注1から注3までの規定にかかわらず、特	→ 注4 注1から注3までの規定にかかわらず、
(注の見直し)		
(注の見直し)	定患者(老人保健法の規定による医療を受け)	定患者(高齢者医療確保法の規定による療

	入院する患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。)をいう。以下この表において同じ。)に該当するもの(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、老人特定入院基本料として928点を算定する。ただし、特別入院基本料を算定する患者については790点を算定する。	う。)である患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。)をいう。以下この表において同じ。)に該当するもの(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、後期高齢者特定入院基本料として928点を算定する。ただし、特別入院基本料を算定する患者については790点を算定する。
(注の見直し)	注5 注4に規定する老人特定入院基本料を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含む。)は、所定点数に含まれるものとする。	注5 注4に規定する後期高齢者特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬(以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。)の費用を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。
(注の見直し)	注 6 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ〜ニ (略) (新設) ホ 在宅患者応急入院診療加算	注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ〜ニ (略) ホ 超急性期脳卒中加算 〜 妊産婦緊急搬送入院加算 ト 在宅患者緊急入院診療加算



(削除)

1 療養病棟入院基本料1

イ 入院基本料1 1,187点 (老人保健法の規定による医療を提供する場

合にあっては、1,130点)

- 口 入院基本料 2 1,117点
  - 1,117点

(老人保健法の規定による医療を提供する場合にあっては、1,060点)

- 注1 病院の療養病棟(医療法第7条第2項第4 号に規定する療養病床(以下この表において 「療養病床」という。)に係る病棟として地 方社会保険事務局長に届け出たものをいう。 以下この表において同じ。)であって、看護 配置、看護師比率、看護補助配置その他の事 項につき別に厚生労働大臣が定める基準に 適合しているものとして保険医療機関が地 方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院 している患者(第3節の特定入院料を算定 する患者を除く。)について、当該基準に 係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定 する。
- 注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める 基準に適合しているものとして地方社会保険 事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に 入院している患者(第3節の特定入院料を算 定する患者を除く。)について、当該基準に

(削除)

係る区分に従い、特別入院基本料として、次 に掲げる点数を算定できる。

イ 特別入院基本料1 955点

(老人保健法の規定による医

療を提供する場合にあっては、898点)

口 特別入院基本料 2 885点

(老人保健法の規定による医

療を提供する場合にあっては、828点)

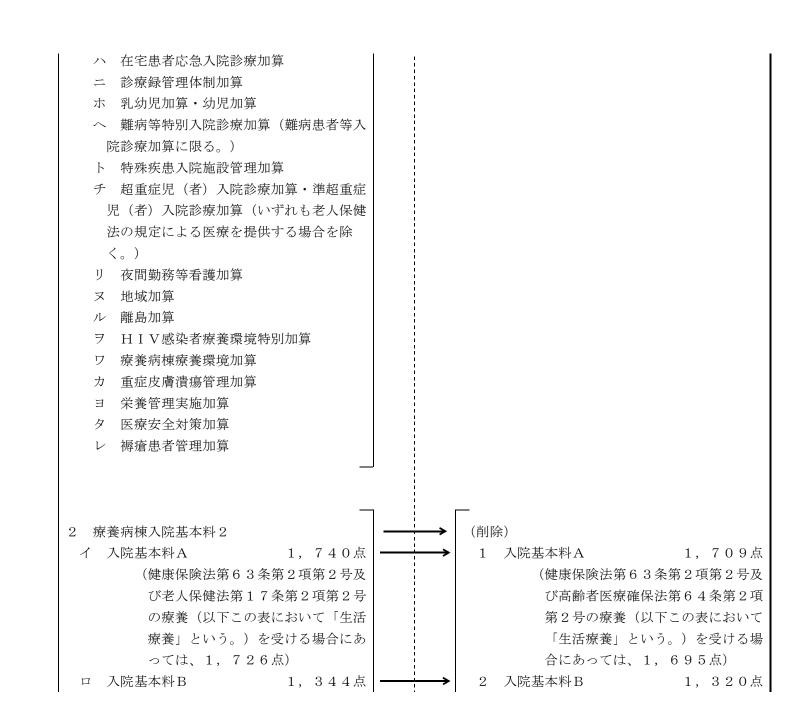
- 注3 療養病棟入院基本料1を算定する患者に対 して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生 労働大臣が定める画像診断及び処置の費用 (フィルムの費用を含む。) は、当該入院基 本料に含まれるものとする。ただし、別に厚 生労働大臣が定める注射薬の費用を除く。
- 注4 入院している患者が別に厚生労働大臣が定 める基準に適合する場合は、当該基準に係る 区分に従い、当該入院している患者につき、 次に掲げる点数を1日につきそれぞれ所定点 数に加算する。

イ 日常生活障害加算 40点

ロ 認知症加算

20点

- 注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。
  - イ 地域医療支援病院入院診療加算
  - 口 臨床研修病院入院診療加算



(削除)

(点数の見直し)

(生活療養を受ける場合にあっては、 (生活療養を受ける場合にあっては、 1,330点) 1, 306点) ハ 入院基本料C 1,220点 3 入院基本料 C 1, 198点 (生活療養を受ける場合にあっては、 (生活療養を受ける場合にあっては、 1,206点) 1,184点) ニ 入院基本料D 885点 4 入院基本料D 885点 (生活療養を受ける場合にあっては、 (生活療養を受ける場合にあっては、 871点) 871点) ホ 入院基本料 E 764点 5 入院基本料 E 750点 (生活療養を受ける場合にあっては、 (生活療養を受ける場合にあっては、 750点) 736点) 注1 病院の療養病棟であって、看護配置、看護 注1 病院の療養病棟(医療法第7条第2項第4 (注の見直し) 師比率、看護補助配置その他の事項につき別 号に規定する療養病床(以下この表において に厚生労働大臣が定める基準に適合している 「療養病床」という。)に係る病棟として地 ものとして保険医療機関が地方社会保険事務 方社会保険事務局長に届け出たものをいう。 以下この表において同じ。) であって、看護 局長に届け出た病棟に入院している患者(第 3節の特定入院料を算定する患者を除く。) 配置、看護師比率、看護補助配置その他の事 について、当該患者の疾患、状態、ADL等 項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準 について別に厚生労働大臣が定める区分に従 に適合しているものとして保険医療機関が地 い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定 方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院し する。ただし、注3のただし書に該当する場 ている患者(第3節の特定入院料を算定する 患者を除く。) について、当該患者の疾患、 合には、入院基本料Eを算定する。 状態、ADL等について別に厚生労働大臣が 定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ 所定点数を算定する。ただし、注3のただし 書に該当する場合には、入院基本料Eを算 定する。

注3 療養病棟入院基本料2を算定する患者に対 ---(注の見直し) 注3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対し して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生 て行った第3部検査、第5部投薬、第6部注 労働大臣が定める画像診断及び処置の費用 射及び第13部病理診断並びに第4部画像診 (フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣 断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は 定める画像診断及び処置の費用(フィルムの 費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤 、当該入院基本料に含まれるものとする。た だし、患者の急性増悪により、同一の保険医 及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基 本料に含まれるものとする。ただし、患者の 療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機 関の一般病棟へ転院する場合には、その日よ 急性増悪により、同一の保険医療機関の一般 り起算して3日前までの当該費用については 病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟 へ転院する場合には、その日より起算して3 、この限りではない。 日前までの当該費用については、この限りで はない。 注4 入院基本料Cの算定対象である入院患者が 注4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態 の場合は、当該基準に従い、当該患者につき 別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当 該基準に従い、当該患者につき、認知機能障 、褥瘡評価実施加算として、1日につき15 害加算として、1日につき5点を所定点数に 点を所定点数に加算する。 加算する。 注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加 算について、同節に規定する算定要件を満た 算について、同節に規定する算定要件を満た す場合に算定できる。 す場合に算定できる。 イ~ロ (略) イ~ロ (略) ハ 在宅患者応急入院診療加算 ハ 在宅患者緊急入院診療加算

(新設)

(新設)

ニ~カ (略)

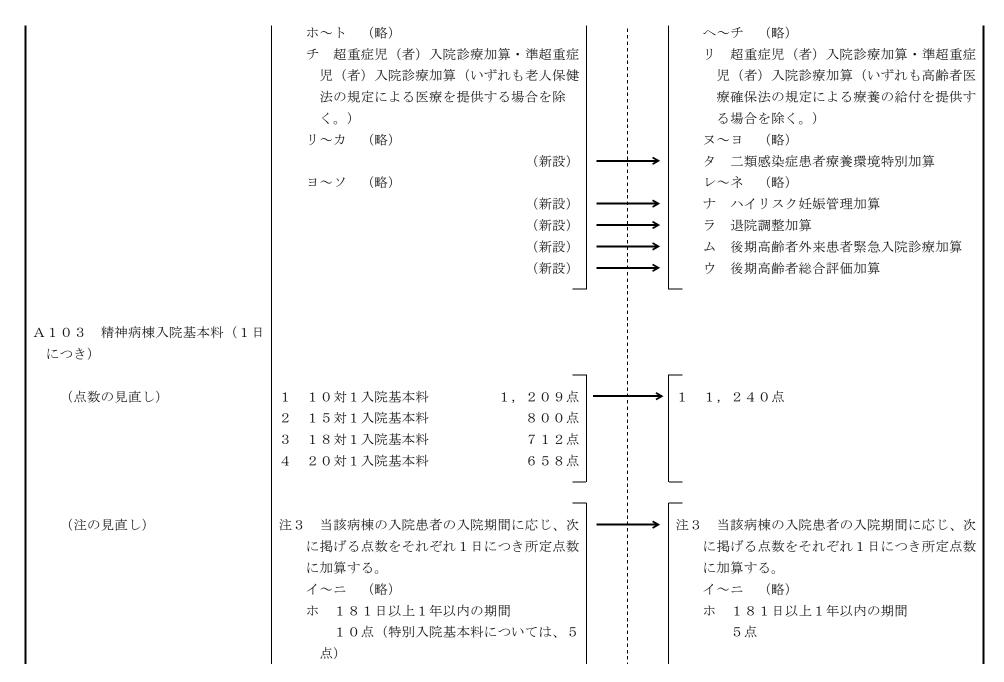
ョ 退院調整加算

タ 後期高齢者外来患者緊急入院診療加算

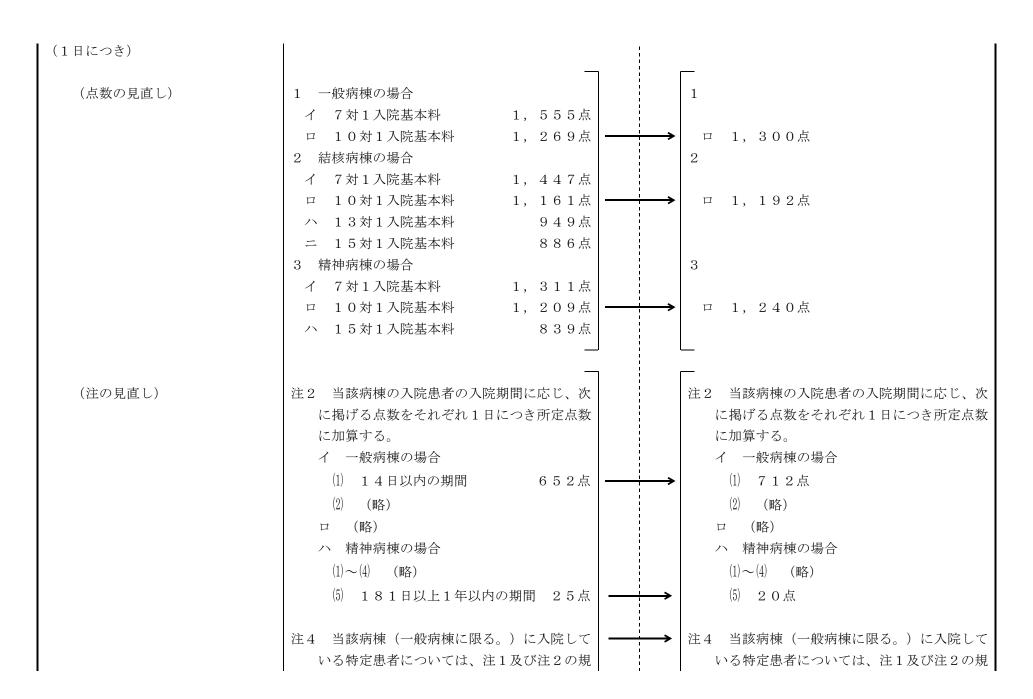
ニ~ワ (略)

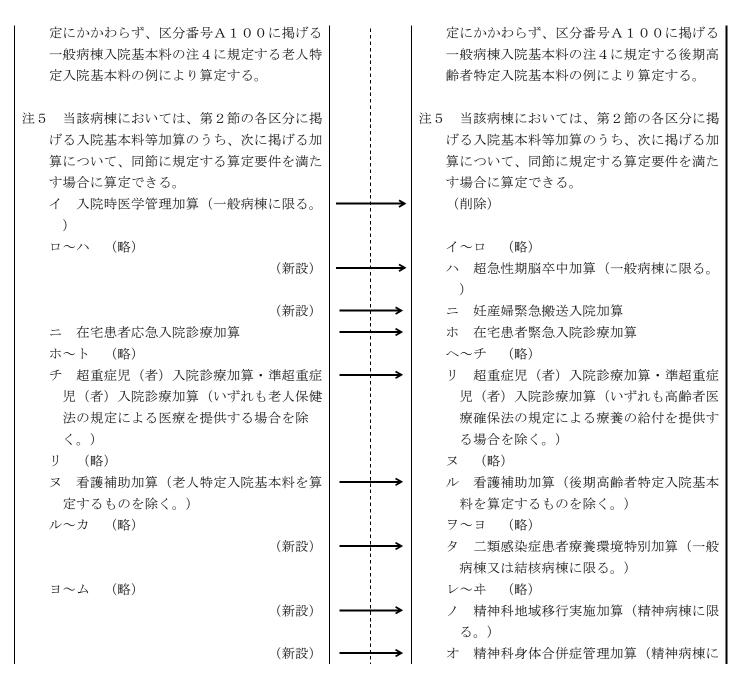
A102 結核病棟入院基本料(1日につき) (点数の見直し)	1 7対1入院基本料 1,447点 2 10対1入院基本料 1,161点 3 13対1入院基本料 949点 4 15対1入院基本料 886点
(注の見直し)	5 18対1入院基本料 757点 713点 713点 713点 713点 713点 713点 713点 71
	所体に係る柄体として地方社会保険事務局長に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。)であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。  「おれてになる内体として地方社会保険事務局長に届けのあったものをいう。以下この表において同じ。)であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、本文に規定する7対1入院基本料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た病棟で

			あって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすことができない病棟については、本文の規定に関わらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、準7対1入院基本料として、1,387点(別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の病棟である場合には、1,417点)を算定する。なお、通則6に規定する保険医療機関の病棟については、この限りではない。
(注の見直し)	注2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、550点を算定できる。		注2 注1本文及びただし書に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、特別入院基本料として、550点を算定できる。
(注の新設)	(新設)	<b>→</b>	注3 注1及び注2の規定にかかわらず、13対 1入院基本料を届け出た病棟に入院している 患者であって、別に厚生労働大臣が定める患 者については、特別入院基本料を算定する。
(注の見直し)	注4 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ~ハ (略) (新設) ニ 在宅患者応急入院診療加算	<b>→</b>	注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ~ハ (略) ニ 妊産婦緊急搬送入院加算ホ 在宅患者緊急入院診療加算

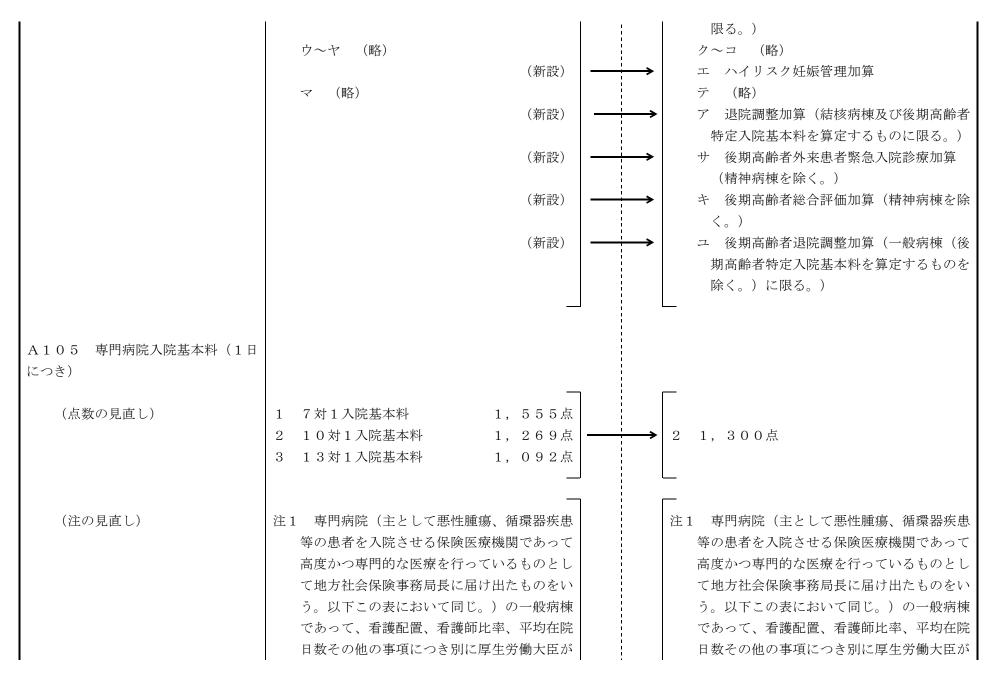


(注の見直し)	注4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、当該基準に従い、入院した日から起算して3月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。	→ 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準によ しているものとして保険医療機関が地方を保険事務局長に届け出た病棟に入院してい 患者が別に厚生労働大臣が定めるものでき 場合には、入院した日から起算して3月よ の期間に限り、重度認知症加算として、 につき100点を所定点数に加算する。
(注の見直し)	注 5 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ〜ハ (略)	注5 当該病棟においては、第2節の各区分のである人院基本料等加算のうち、次に掲げる 算について、同節に規定する算定要件を対す場合に算定できる。 イ〜ハ (略) ニ 妊産婦緊急搬送入院加算 ホ 在宅患者緊急入院診療加算 へ〜リ (略) ヌ 超重症児(者)入院診療加算・準超重児(者)入院診療加算(いずれも高齢が療確保法の規定による療養の給付を提供る場合を除く。) ル〜ネ (略) ナ 精神科地域移行実施加算 ラ 精神科身体合併症管理加算 ム〜オ (略) ク ハイリスク妊娠管理加算





医科-基本診療料-19/64

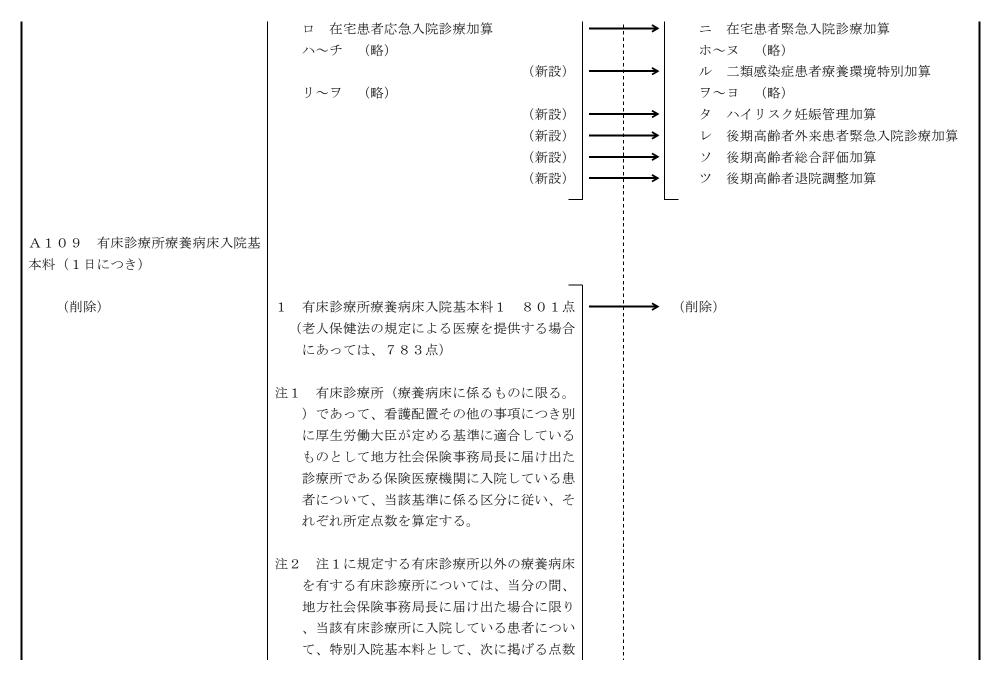


(注の見直し)	定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	定める施設基準に適合しているものとして保 険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出 た病棟に入院している患者(第3節の特定入 院料を算定する患者を除く。)について、当 該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数 を算定する。ただし、本文に規定する7対1 入院基本料に係る別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方社会保険 事務局長に届け出た病棟であって、別に厚生 労働大臣が定める基準を満たすことができない病棟については、本文の規定に関わらず、 当該病棟に入院している患者(第3節の特定 入院料を算定する患者を除く。)について、 準7対1入院基本料として、1,495点 (別に厚生労働大臣が定める地域に所在する 保険医療機関の病棟である場合には、1,5 25点)を算定する。なお、通則6に規定する保険医療機関の病棟については、この限りではない。 注2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数
	に加算する。 イ 14日以内の期間 452点 ロ (略)	に加算する。
(注の見直し)	注3 当該病棟に入院している特定患者については、注1及び注2の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注4に規定する老人特定入院基本料の例によ	注3 当該病棟に入院している特定患者については、注1及び注2の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注4に規定する後期高齢者特定入院基本料の

A106 障害者施設等入院基本料 (1日につき ) (点数の見直し)	(新設) 1 10対1入院基本料 1,269点 2 13対1入院基本料 1,092点 3 15対1入院基本料 954点	<b>→</b>	1 7対1入院基本料 1,555点 2 10対1入院基本料 1,300点 3
(注の見直し)	注3 当該病棟に入院している特定患者について は、注1及び注2の規定にかかわらず、区分 番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の 注4に規定する老人特定入院基本料の例によ り算定する。		注3 当該病棟に入院している特定患者について は、注1及び注2の規定にかかわらず、区分 番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の 注4に規定する後期高齢者特定入院基本料の 例により算定する。
(注の見直し)	注4 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ (略) ロ 在宅患者応急入院診療加算 ハ (略)	→ →	注4 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ (略) ロ 在宅患者緊急入院診療加算 ハ (略) ニ 医師事務作業補助体制加算 ホ〜リ (略) ヌ 看護補助加算(後期高齢者特定入院基本料を算定するものを除く。) ル〜カ (略) ヨ 二類感染症患者療養環境特別加算

A108 有床診療所入院基本料(1 日につき)	カ〜ソ (略) (新設) (新設) —	タ〜ネ (略) ナ 退院調整加算 ラ 後期高齢者外来患者緊急入院診療加算
(注の見直し)	一注1 有床診療所(療養病床に係るものを除く。)であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	注1 有床診療所(療養病床に係るものを除く。 )であって、看護配置その他の事項につき別 に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方社会保険事務局長に届け 出た診療所である保険医療機関に入院してい る患者について、当該基準に係る区分に従い 、それぞれ所定点数を算定する。
(注の見直し)	注2 医師の配置及び看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者(有床診療所入院基本料1を現に算定している患者に限る。)については、1日につき所定点数に100点を加算する。	注2 夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方社会保険事務局長に届け出た診療所で ある保険医療医療機関に入院している患者に ついては、夜間緊急体制確保加算として、1 日につき所定点数に15点を加算する。
(注の新設)	(新設)	注3 医師配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者(有床診療所入院基本料1を現に算定している患者に限る。)については、1日につき所定点数に60点を

(注の新設)		加算する。
	(新設)	<ul> <li>注4 看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者(有床診療所入院基本料1を現に算定している患者に限る。)については、当該基準に係る区分に応じて、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</li> <li>イ 看護配置加算1 10点 15点 30点 で間看護配置加算1 30点 2 6目看護配置加算2 50点</li> </ul>
(注の削除)	注3 看護配置につき別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合するものとして地方社会保険 事務局長に届け出た診療所である保険医療機 関に入院している患者(有床診療所入院基本 料1を現に算定している患者に限る。)につ いては、1日につき所定点数に15点を加算 する。	→ (削除)
(注の見直し)	注4 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ (略) (新設) (新設)	注5 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ (略) ロ 超急性期脳卒中加算 ハ 妊産婦緊急搬送入院加算



を算定できる。

特別入院基本料

698点

(老人保健法の規定による医療を提供する場合にあっては、680点)

- 注3 有床診療所療養病床入院基本料1を算定している患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含む。)は、入院基本料に含まれるものとする。ただし、別に厚生労働大臣が定める注射薬の費用を除く。
- 注4 入院している患者が別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、当該基準に係る区分に従い、当該入院している患者につき、次に掲げる点数を1日につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 日常生活障害加算

40点

口 認知症加算

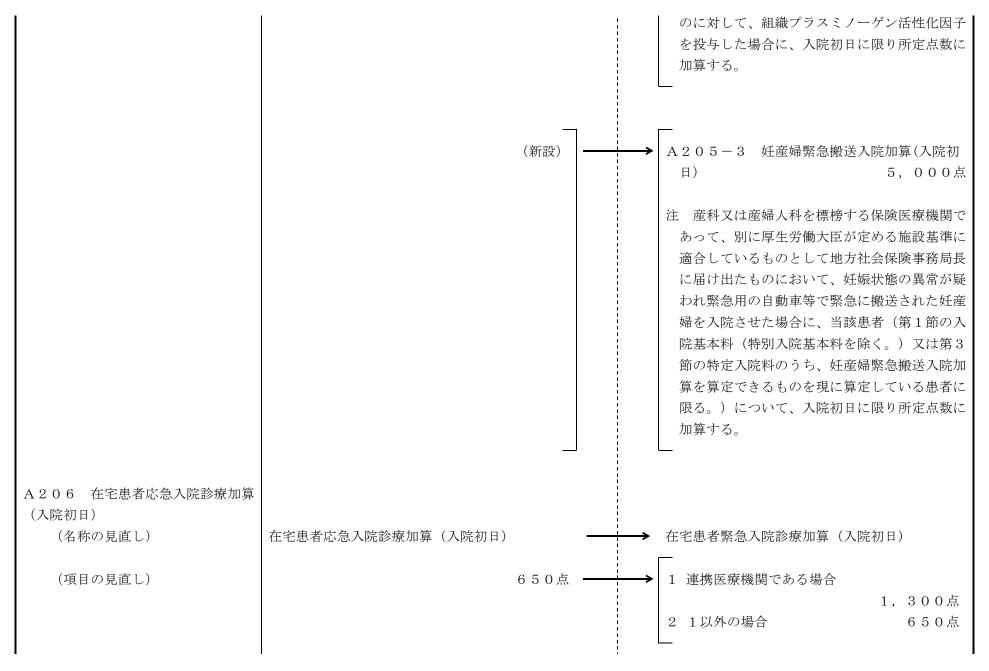
20点

- 注5 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。
  - イ 在宅患者応急入院診療加算
  - 口 診療録管理体制加算
  - ハ 乳幼児加算・幼児加算
  - 二 難病等特別入院診療加算(難病患者等入 院診療加算に限る。)

	ホ 地域加算 へ 離島加算 ト H I V 感染者療養環境特別加算 チ 診療所療養病床療養環境加算 リ 重症皮膚潰瘍管理加算 ヌ 栄養管理実施加算 ル 医療安全対策加算 ヲ 褥瘡患者管理加算	
(削除)	2 有床診療所療養病床入院基本料 2	→ (削除)
(注の見直し)	注3 有床診療所療養病床入院基本料2を算定している患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合には、その日より起算して3日前までの当該費用については、この限りではない。	注3 有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬の費用を除く。)は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合には、その日より起算して3日前までの当該費用については、この限りではない。

Ī		!	 
(注の見直し)	注4 入院基本料Cの算定対象である入院患者が 別に厚生労働大臣が定める状態の場合は、当 該基準に従い、当該患者につき、認知機能障 害加算として、1日につき5点を所定点数に 加算する。		注4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態 の場合は、当該基準に従い、当該患者につき 、褥瘡評価実施加算として、1日につき15 点を所定点数に加算する。
(注の見直し)	注5 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ 在宅患者応急入院診療加算 ロ〜ル (略) (新設) (新設)	<b>→</b>	注5 当該診療所においては、第2節の各区分に 掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる 加算について、同節に規定する算定要件を満 たす場合に算定できる。 イ 在宅患者緊急入院診療加算 ロ〜ル (略) ヲ 退院調整加算 ワ 後期高齢者外来患者緊急入院診療加算
第2節 入院基本料等加算			
A200 入院時医学管理加算(1日 につき)			
(点数の見直し)	60点	<u> </u>	120点
(注の見直し)	注 医師の配置その他の事項につき別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機 関に入院している患者(第1節の入院基本料 (特別入院基本料を除く。)のうち、入院時医 学管理加算を算定できるものを現に算定してい る患者に限る。)について、14日を限度とし	<b></b>	注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。)のうち、入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定

A205 救急医療管理加算・乳幼児 救急医療管理加算(1日につき)	て所定点数に加算する。	している患者に限る。) について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
(注の見直し)	注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関において、救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。	注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。
(新設)	(新設) <b>-</b>	A205-2 超急性期脳卒中加算(入院初日) 12,000点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方社会保険事務局長に届け 出た保険医療機関に入院している患者(第1節 の入院基本料(特別入院基本料を除く。)又は 第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加 算を算定できるものを現に算定している患者に 限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるも



(注の見直し)

注 別の保険医療機関(診療所に限る。)において区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料(区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を除く。)を算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)のうち、在宅患者応急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

注 別の保険医療機関(診療所に限る。)において区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C003に掲げる在宅末施設入居時等医学総合管理料、区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料(区分番号C101に掲げる在宅療養指導管理料を除く。)を入院した日の属する月又はその前月に算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

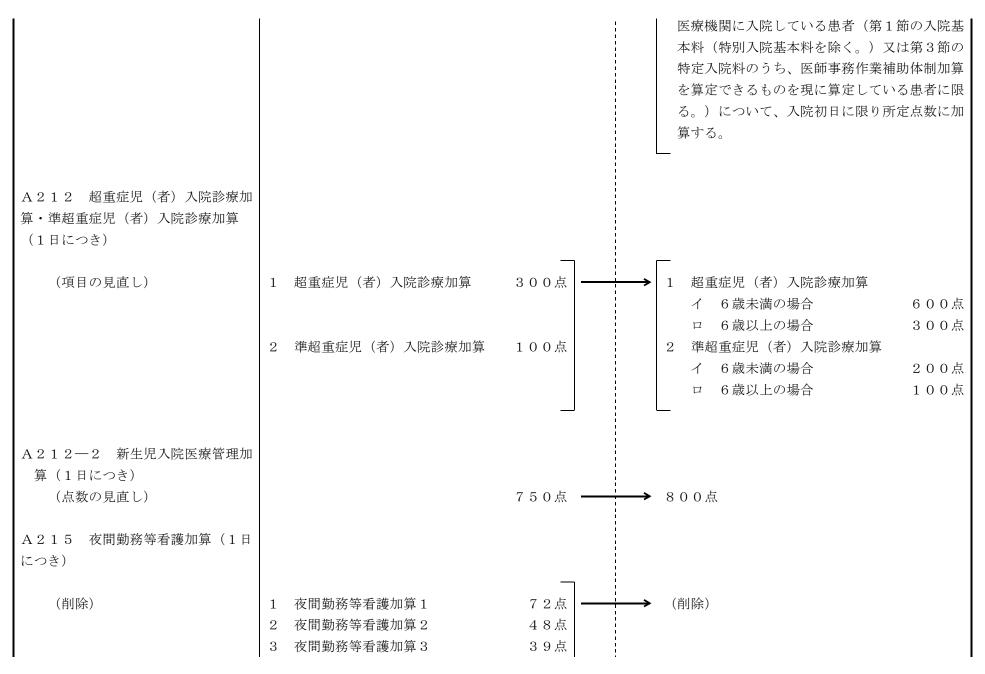
1 25対1補助体制加算 355点

2 50対1補助体制加算 185点

3 75対1補助体制加算 130点

4 100対1補助体制加算 105点

注 病院勤務医の負担の軽減を図るための医師事 務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚 生労働大臣が定める施設基準に適合しているも のとして地方社会保険事務局長に届け出た保険



医科-基本診療料-33/64

4 夜間勤務等看護加算4

3 2 点

5 夜間勤務等看護加算5

25点

注 別に厚生労働大臣が定める看護師等の勤務条件に関する基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て当該基準による看護を行う保険医療機関に入院する患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。)のうち、夜間勤務等看護加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

## A 2 1 8 地域加算(1日につき)

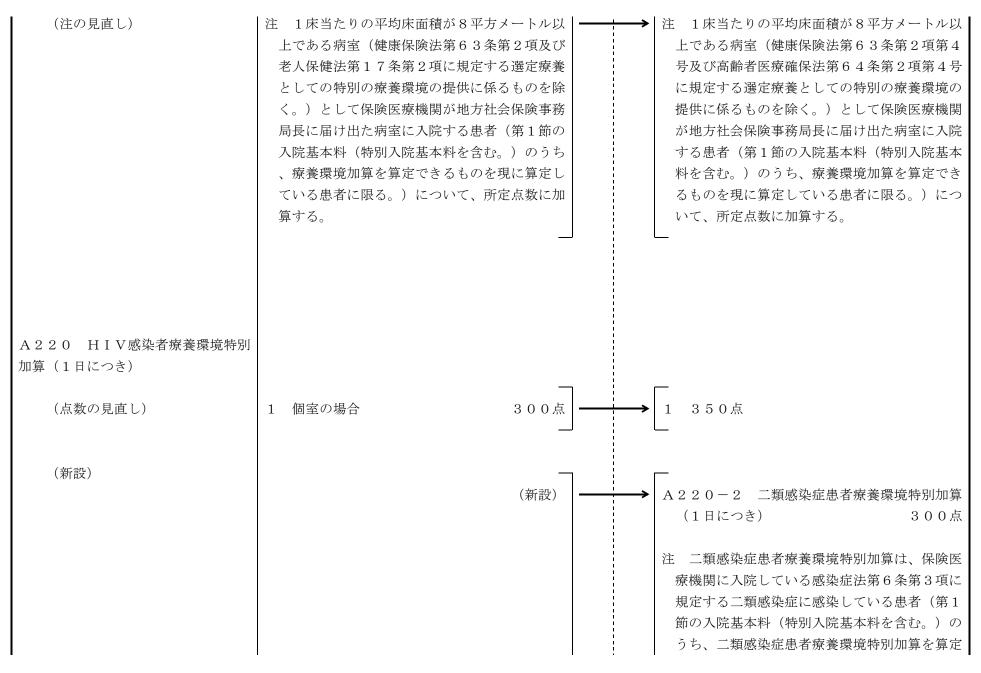
(注の見直し)

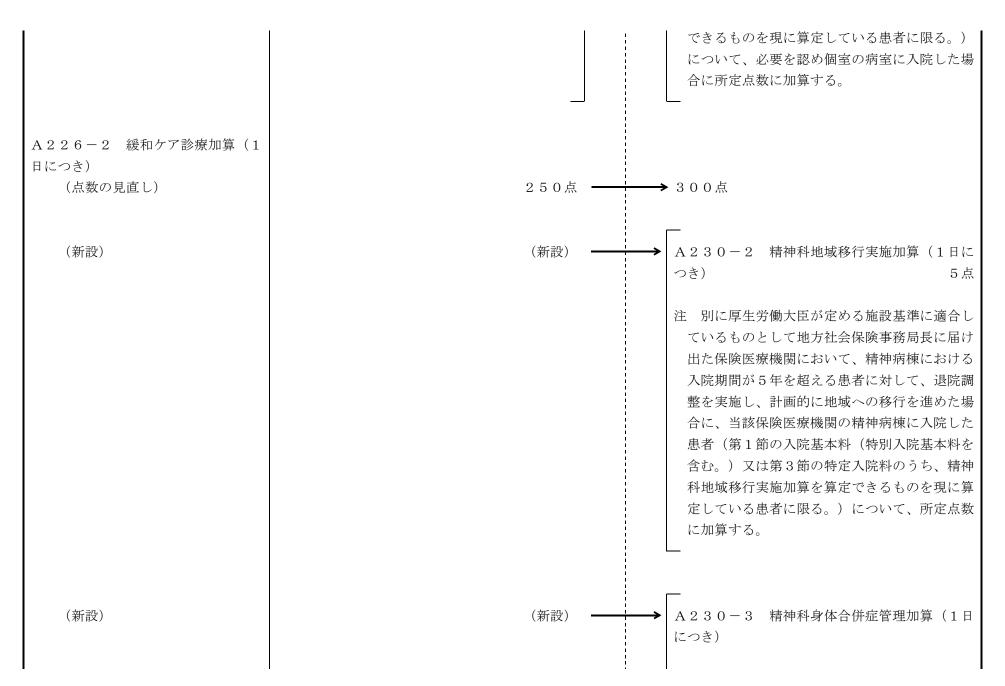
注 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25 年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域に所在する保険医療 機関に入院している患者(第1節の入院基本料 (特別入院基本料を含む。)、第3節の特定入 院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、 地域加算を算定できるものを現に算定している 患者に限る。)について、同令で定める級地区 分に従い、所定点数に加算する。

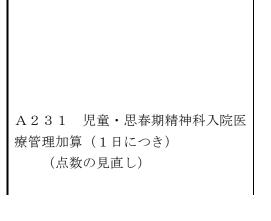
年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を含む。)、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

注 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25

A219 療養環境加算(1日につき)





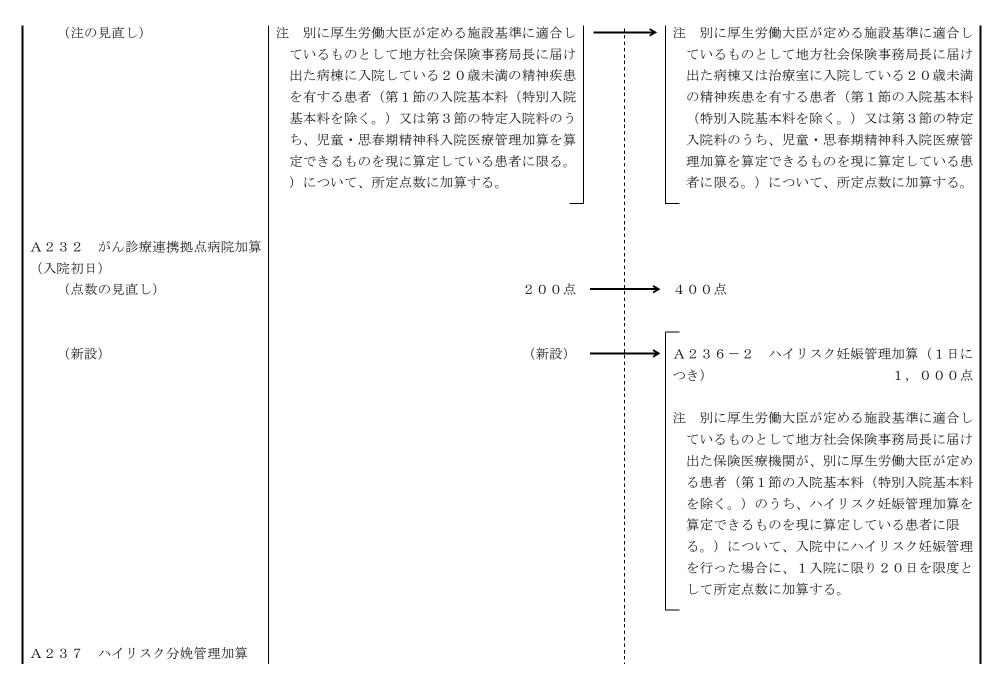


- 1 区分番号A311に掲げる精神科救急入院料 、区分番号A311-2に掲げる精神科急性期 治療病棟入院料又は区分番号A314に掲げる 認知症病棟入院料を算定している患者の場合 300点
- 2 区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本 料(10対1入院基本料及び15対1入院基本 料に限る。)及び区分番号A104に掲げる特 定機能病院入院基本料(精神病棟に限る。)を 算定している患者の場合

200点

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機 関において、別に厚生労働大臣が定める身体合 併症を有する精神障害者である患者に対して必 要な治療を行った場合に、当該患者(第1節の 入院基本料(特別入院基本料を含む。)又は第 3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管 理加算を算定できるものを現に算定している患 者に限る。)について、当該疾患の治療開始日 から起算して7日を限度として所定点数に加算 する。

350点 → 650点

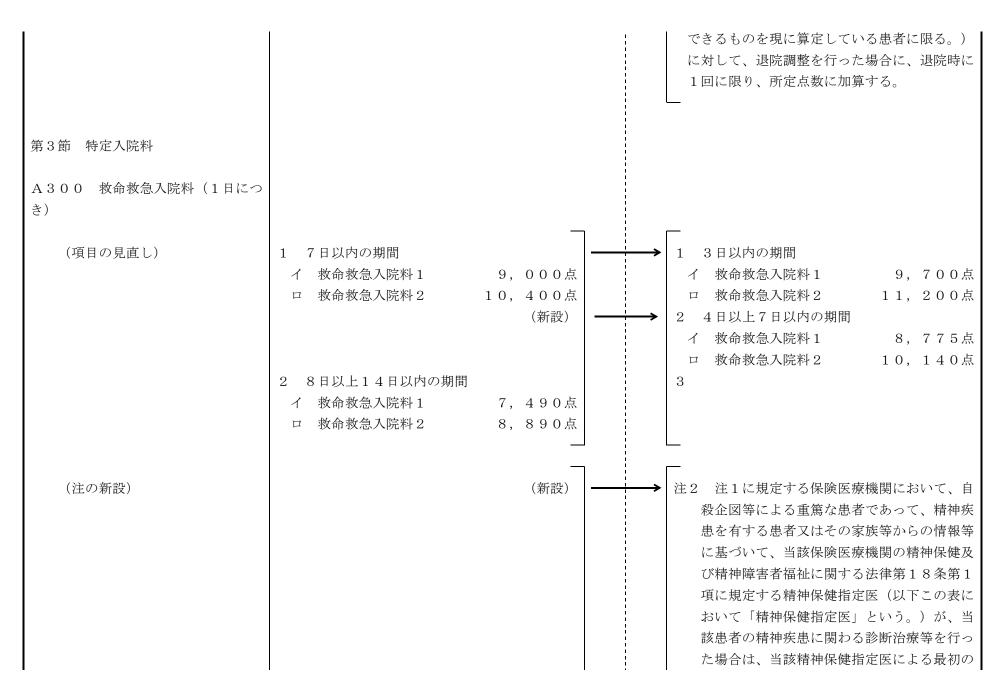


(1日につき)	
(点数の見直し)	1,000点 → 2,000点
(注の新設)	(新設) 注2 ハイリスク妊娠管理と同一日に行うハイリスク分娩管理に係る費用は、ハイリスク分娩管理加算に含まれるものとする。
(新設)	(新設) → A 2 3 8 退院調整加算
	1 退院支援計画作成加算(入院中1回) 100点 2 退院加算(退院時1回) イ 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本 料、特定機能病院入院基本料(結核病棟) 、有床診療所療養病床入院基本料又は後期 高齢者特定入院基本料を算定している患者 が退院した場合  100点 ロ 障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院 医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算 定している患者が退院した場合 300点
	注1 退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方社会保険事務局長に届け出た保険医療 機関が、長期にわたり入院している患者であ って、在宅での療養を希望する患者(第1節

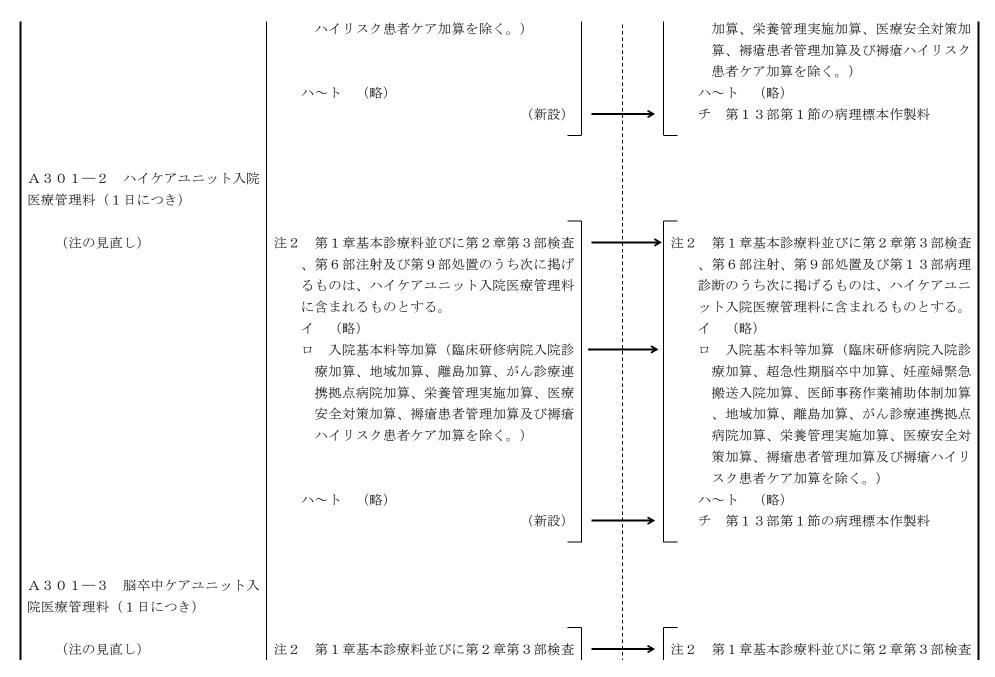
又は第3節の特定入院料のうち、退院調整加 算を算定できるものを現に算定している患者 に限る。) に対して、退院調整を行った場合 に、入院中1回に限り、所定点数に加算す る。 注2 退院加算は、注1に掲げる退院支援計画加 算を算定した患者が当該退院支援計画に基づ く退院調整により退院した場合に、退院時に 1回に限り、所定点数に加算する。 注3 2の口について、別に厚生労働大臣が定め る場合は、さらに500点を加算する。 (新設) (新設) A 2 3 9 後期高齢者外来患者緊急入院診療加算 (入院初日) 500点 注 別の保険医療機関(診療所に限る。)におい て区分番号B016に掲げる後期高齢者診療料 を算定している患者の病状の急変等に伴い、当 該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させ た場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特 別入院基本料を除く。) 又は第3節の特定入院 料のうち、後期高齢者外来患者緊急入院診療加 算を算定できるものを現に算定している患者に 限る。) について、入院初日に限り所定点数に 加算する。

の入院基本料(特別入院基本料を除く。)

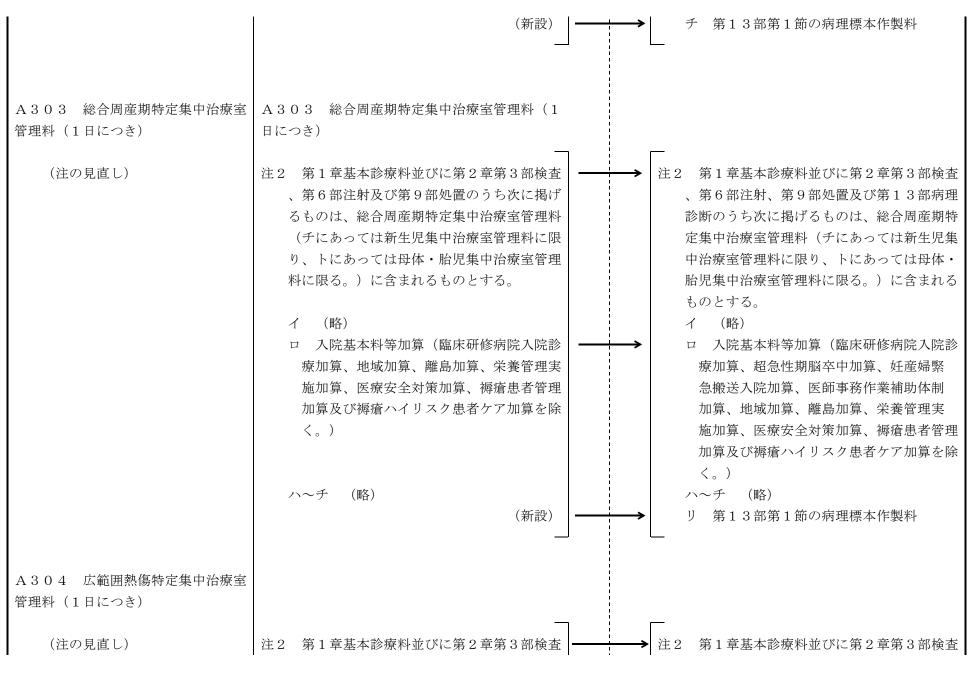
(新設)	(新設) → A 2 4 0 後期高齢者総合評価加算(入院中1回) 5 0 点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関が、入院中の後期高齢者である患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、後期高齢者総合評価加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。
(新設)	(新設) A 2 4 1 後期高齢者退院調整加算(退院時1回) 100点 100点 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の後期高齢者である患者であって、在宅での療養を希望するもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、後期高齢者退院調整加算を算定

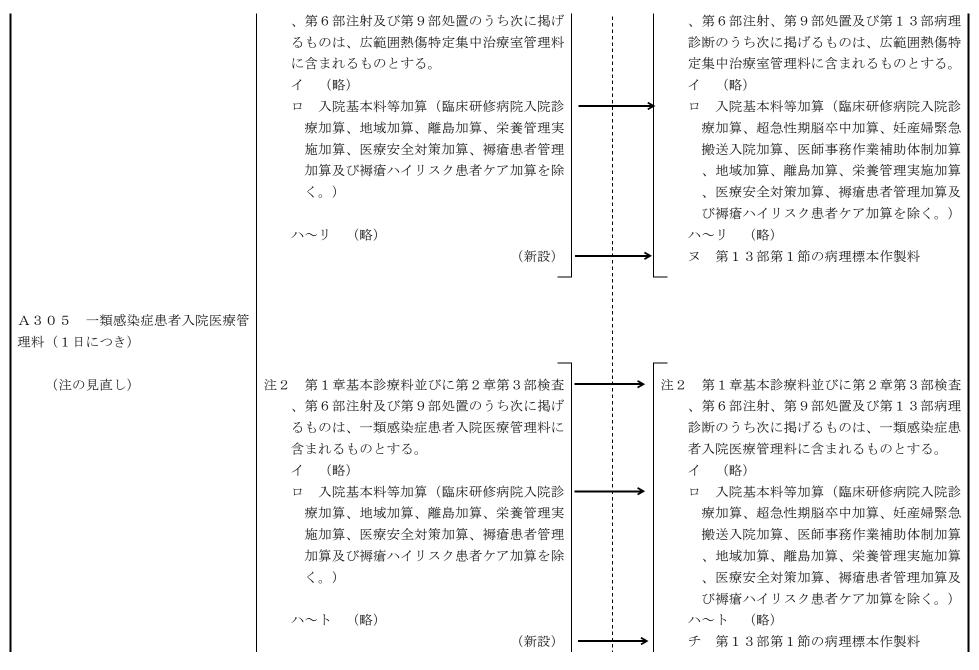


			診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。
(注の見直し)	注5 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射及び第9部処置のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算を除く。) ハート (略) (新設)	<b>→</b>	注6 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理 診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院 料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急 搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算 、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算 、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及 び褥瘡ハイリスク患者ケア加算を除く。) ハ〜ト (略) チ 第13部第1節の病理標本作製料
A301 特定集中治療室管理料(1 日につき)			
(注の見直し)	注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射及び第9部処置のうち次に掲げ るものは、特定集中治療室管理料に含まれる ものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、がん診療連 携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療 安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡	<b>→</b>	注3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理 診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療 室管理料に含まれるものとする。 イ (略) ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地 域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院



、第6部注射、第9部処置及び第13部病理 、第6部注射及び第9部処置のうち次に掲げ るものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理 診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユ 料に含まれるものとする。 ニット入院医療管理料に含まれるものとす イ (略) イ (略) 口 入院基本料等加算 (臨床研修病院入院診 口 入院基本料等加算 (臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実 療加算、超急性期脳卒中加算、妊產婦緊急 施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地 加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算を除 域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医 < 。 ) 療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥 瘡ハイリスク患者ケア加算を除く。) ハ~ト (略) ハ~ト (略) (新規) チ 第13部第1節の病理標本作製料 A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理 料(1目につき) (注の見直し) 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 注2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査 、第6部注射及び第9部処置のうち次に掲げ 、第6部注射、第9部処置及び第13部病理 るものは、新生児特定集中治療室管理料に含 診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集 中治療室管理料に含まれるものとする。 まれるものとする。 イ 入院基本料 イ (略) 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診 療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実 療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作 施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理 業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄 加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算を除 養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡 < , ) 患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア 加算を除く。) ハ~ト (略) ハ~ト (略)





A306 特殊疾患入院医療管理料 (1日につき)

(注の見直し)

(注の見直し)

せる病室に関する施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関(療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。)に入院している患者について、所定点数を算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者

(重度の意識障害者を含む。) 、筋ジストロ

フィー患者又は難病患者等を主として入院さ

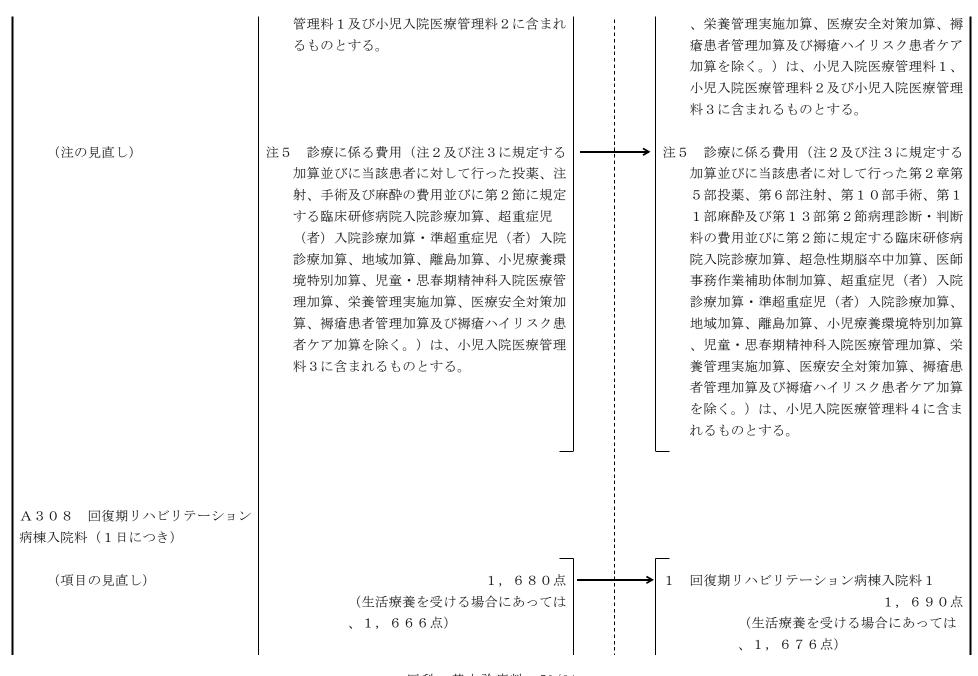
注3 診療に係る費用(注2に規定する加算並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者 (重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病室に関する施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関(療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。)に入院している患者について、所定点数を算定する。

注3 診療に係る費用(注2に規定する加算並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び退院調整加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料(1日 につき)

(項目の見直し)	(新設) 1 小児入院医療管理料1 3,600点 2 小児入院医療管理料2 3,000点 3 小児入院医療管理料3 2,100点 4,500点 4
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟(療養病棟を除く。)に入院している15歳未満の小児について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料3を算定する。ただし、小児入院医療管理料1係る算定要件に該当しない患者が当該病棟(精神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。
(注の見直し)	注4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する 加算並びに当該患者に対して行った投薬、注 射、手術及び麻酔の費用並びに第2節に規定 する臨床研修病院入院診療加算、超重症児 (者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養環 境特別加算、栄養管理実施加算、医療安全対 策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリス ク患者ケア加算を除く。)は、小児入院医療 地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算



2 回復期リハビリテーション病棟入院料2 1,595点 (生活療養を受ける場合にあっては 、1,581点) (注の見直し) 注1 別に厚生労働大臣が定める主として回復期 注1 別に厚生労働大臣が定める主として回復期 リハビリテーションを行う病棟に関する施設 リハビリテーションを行う病棟に関する施設 基準に適合しているものとして保険医療機関 基準に適合しているものとして保険医療機関 が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入 が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入 院している患者であって、別に厚生労働大臣 院している患者であって、別に厚生労働大臣 が定める回復期リハビリテーションを要する が定める回復期リハビリテーションを要する 状態にあるものについて、当該病棟に入院し 状態にあるものについて、当該基準に係る区 た日から起算して、当該状態に応じて別に厚 分に従い、当該病棟に入院した日から起算し 生労働大臣が定める日数を限度として所定点 て、当該状態に応じて別に厚生労働大臣が定 数を算定する。ただし、当該病棟に入院した める日数を限度として所定点数を算定する。 患者が当該入院料に係る算定要件に該当しな ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院 い場合は、当該病棟が一般病棟である場合に 料に係る算定要件に該当しない場合は、当該 は区分番号A100に掲げる一般病棟入院基 病棟が一般病棟である場合には区分番号A1 本料の注2に規定する特別入院基本料の例に 00に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規 より、当該病棟が療養病棟である場合には区 定する特別入院基本料の例により、当該病棟 分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料 が療養病棟である場合には区分番号A101 1の入院基本料1又は療養病棟入院基本料2 に掲げる療養病棟入院基本料の入院基本料E の入院基本料Eの例により、それぞれ算定す の例により、それぞれ算定する。 る。 (注の新設) (新設) 注2 回復期リハビリテーション病棟入院料1を 算定する患者が入院する保険医療機関につい て、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満

		たす場合は、重症患者回復病棟加算として、 患者1人につき1日につき所定点数に50点 を加算する(注1のただし書に規定する場合 を除く。)。
(注の見直し)	注2 診療に係る費用(当該患者に対して行った リハビリテーションの費用並びに第2節に規 定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算 、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対 策加算及び褥瘡患者管理加算を除く。)は、 回復期リハビリテーション病棟入院料に含ま れるものとする。	<ul> <li>→ 注3 診療に係る費用(当該患者に対して行った 第2章第7部リハビリテーションの費用、第 2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、 医師事務作業補助体制加算(一般病棟に限 る。)、地域加算、離島加算、栄養管理実施 加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加 算、区分番号B005-2に掲げる地域連携 診療計画管理料並びに除外薬剤・注射薬の費 用を除く。)は、回復期リハビリテーション 病棟入院料に含まれるものとする。</li> </ul>
A308-2 亜急性期入院医療管理 料(1日につき)		
(項目の見直し)	2,050点	1 亜急性期入院医療管理料 1 2,050点 2 亜急性期入院医療管理料 2 2,050点
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に 届け出た病室を有する保険医療機関において	→ 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に 届け出た病室を有する保険医療機関(病院

、当該届出に係る病室に入院している患者に対し、必要があって亜急性期入院医療管理が行われた場合に、当該病室に入院した日から起算して90日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

(注の見直し)

注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算並びに第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置(所定点数(第1節に掲げるものに限る。)が1,000点を超えるものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、亜急性期入院医療管理料に含まれるものとする。

(亜急性期入院医療管理料2については、許可病床数が200床未満のものに限る。)に限る。)において、当該届出に係る病室に入院している患者に対し、必要があって亜急性期入院医療管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、亜急性期入院医療管理料1については、当該病室に入院した日から起算して90日を限度として、亜急性期入院医療管理料2については、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した財がら起算して60日を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病室に入院した財がのにより算定する。

注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算、後期高齢者入院時総合評価加算、後期高齢者退院調整加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置(所定点数(第1節に掲げるものに限る。)が1,000点を超えるものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、亜急性期入院医療管理料に含まれるものとする。

A 3 0 9 特殊疾患療養病棟入院料 (1目につき) (名称の見直し) 特殊疾患療養病棟入院料(1日につき) → 特殊疾患病棟入院料(1日につき) (注の見直し) 注3 診療に係る費用(注2に規定する加算並び 注3 診療に係る費用(注2に規定する加算、第 に第2節に規定する臨床研修病院入院診療加 2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、 算、超重症児(者)入院診療加算·準超重症 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児 (者)入院診療加算、地域加算、離島加算、 児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算 、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び 栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡 褥瘡患者管理加算を除く。) は、特殊疾患療 患者管理加算、退院調整加算及び後期高齢者 養病棟入院料に含まれるものとする。 外来患者緊急入院加算(一般病棟に限る。) 並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。) は 、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとす る。 A310 緩和ケア病棟入院料(1日 につき) (注の見直し) 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に しているものとして地方社会保険事務局長に 届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医 届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医 療機関において、当該届出に係る病棟に入院 療機関において、当該届出に係る病棟に入院 している緩和ケアを要する患者について算定 している緩和ケアを要する患者について算定 する。ただし、悪性腫瘍の患者及び後天性免 する。ただし、末期の悪性腫瘍の患者及び後 天性免疫不全症候群の患者以外の患者が当該 疫不全症候群の患者以外の患者が当該病棟に 入院した場合は、区分番号A100に掲げる 病棟に入院した場合は、区分番号A100に 掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する 一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入

	特別入院基本料の例により算定する。	院基本料の例により算定する。
(注の見直し)	注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算並びに退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。	注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。
A311 精神科救急入院料(1日につき)		
(項目の見直し)	1 30日以内の期間 3,200点	1 精神科救急入院料1 イ 30日以内の期間 3,431点 ロ 31日以上の期間 3,031点
	2 31日以上の期間 2,800点	2 精神科救急入院料 2         イ 30日以内の期間       3,231点         ロ 31日以上の期間       2,831点
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に

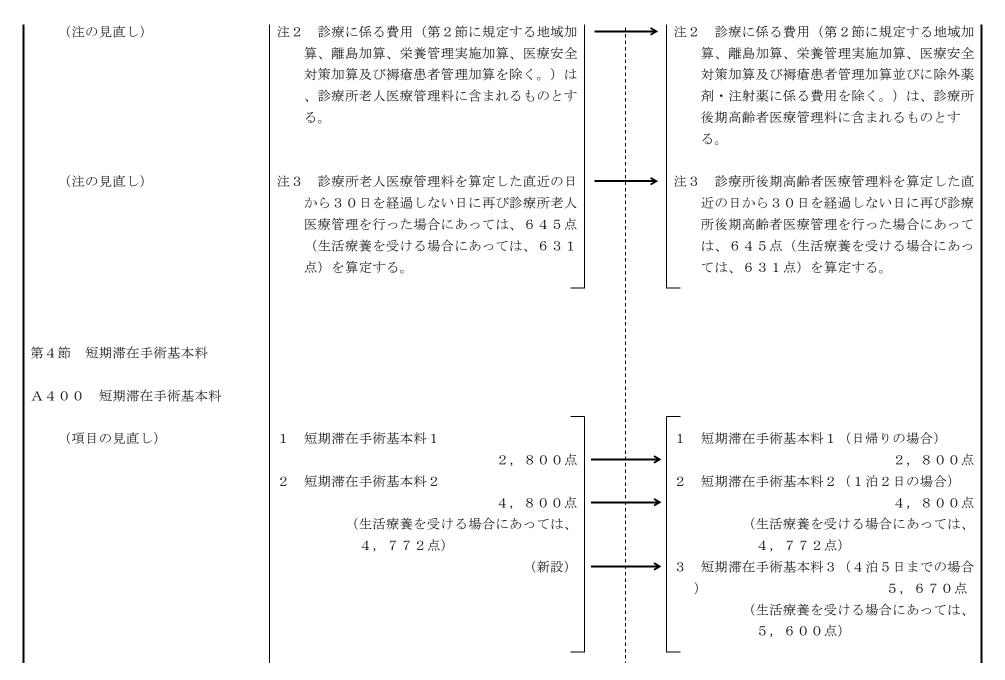
届け出た精神病棟を有する保険医療機関にお 届け出た精神病棟を有する保険医療機関にお いて、当該届出に係る精神病棟に入院してい いて、当該届出に係る精神病棟に入院してい る患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適 る患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適 合するものに限る。) について算定する。た 合するものに限る。) について、当該基準に 係る区分に従い算定する。ただし、当該病棟 だし、当該病棟に入院した患者が当該入院料 に係る算定要件に該当しない場合は、区分番 に入院した患者が当該入院料に係る算定要件 号A103に掲げる精神病棟入院基本料の1 に該当しない場合は、区分番号A103に掲 5対1入院基本料の例により算定する。 げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本 料の例により算定する。 (注の見直し) 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、 精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施 精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施 設管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対 設管理加算、精神科身体合併症管理加算、栄 養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患 策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリス ク患者ケア加算並びに第2章第8部精神科専 者管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算 門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第 並びに第2章第8部精神科専門療法、第10 12部放射線治療に係る費用を除く。)は、 部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治 精神科救急入院料に含まれるものとする。 療に係る費用を除く。)は、精神科救急入院 料に含まれるものとする。 A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟 入院料(1日につき) (注の見直し) 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、 修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加 精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施 算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診 設管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対 療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神

科身体合併症管理加算、栄養管理実施加算、 策加算、褥瘡患者管理加算及び褥瘡ハイリス ク患者ケア加算並びに第2章第8部精神科専 医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び褥 門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第 瘡ハイリスク患者ケア加算並びに第2章第8 12部放射線治療に係る費用を除く。)は、 部精神科専門療法、第10部手術、第11部 精神科急性期治療病棟入院料に含まれるもの 麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除 く。) は、精神科急性期治療病棟入院料に含 とする。 まれるものとする。 (新設) (新設) A311-3 精神科救急・合併症入院料(1日 につき) 3,431点 1 30日以内の期間 2 31日以上の期間 3,031点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に 届け出た精神病棟を有する保険医療機関にお いて、当該届出に係る精神病棟に入院してい る患者(別に厚生労働大臣が定める基準に適 合するものに限る。) について算定する。た だし、当該病棟に入院した患者が当該入院料 に係る算定要件に該当しない場合は、区分番 号A103に掲げる精神病棟入院基本料の1 5対1入院基本料の例により算定する。 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加 算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診 療加算、精神科応急入院施設管理加算、栄養

管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者 管理加算及び褥瘡ハイリスク患者ケア加算並 びに第2章第8部精神科専門療法、第10部 手術、第11部麻酔及び第12部放射線治 療に係る費用を除く。)は、精神科救急・合 併症入院料に含まれるものとする。 注3 当該病棟に入院している患者であって、統 合失調症のものに対して、計画的な医学管理 のもとに非定型抗精神病薬による治療を行い 、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、 1日につき所定点数に10点を加算する。 A 3 1 2 精神療養病棟入院料(1日 につき) (注の変更) 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、 精神科措置入院診療加算、栄養管理実施加算 精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実 、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算並 施加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加 算及び褥瘡患者管理加算、第2章第8部精神 びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用 を除く。) は、精神療養病棟入院料に含まれ 科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射 るものとする。 薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入 院料に含まれるものとする。 A 3 1 3 老人一般病棟入院医療管理

料 (1日につき)		1
(削除)	950点 950点 注1 別に厚生労働大臣が定める主として特定患 者を入院させるための一群の病室(以下この 表において「包括病床群」という。)に係る 施設基準に適合しているものとして地方社会 保険事務局長に届け出た一般病棟を有する保 険医療機関において、当該届出に係る包括病 床群に入院している患者について算定する。	→ (削除)
	注2 老人一般病棟入院医療管理を受けている患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含む。)は、所定点数に含まれるものとする。	
	注3 第2節に規定する入院基本料等加算に掲げる臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、重症皮膚潰瘍管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算の各算定要件を満たす場合は、それぞれ該当する点数を所定点数に加算する。	
A314 老人性認知症疾患治療病棟 入院料(1日につき) (名称の変更)	老人性認知症疾患治療病棟入院料(1日につき) -	<b>→</b> 認知症病棟入陰料(1日につき)
(名称の変更) (点数の見直し)	2. 大性認知症疾患治療病株人院科(1 1 につき) - 1 老人性認知症疾患治療病棟入院料 1	1 認知症病棟入院料1

(注の見直し)	イ 90日以内の期間       1,300点       -         ロ 91日以上の期間       1,190点       -         2 老人性認知症疾患治療病棟入院料2       1,060点       -         イ 90日以内の期間       1,030点       -         ロ 91日以上の期間       1,030点       -         注2 診療に係る費用(第2節に規定する臨床研       -	
(社の見画し)	作名質用(第2即に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算及び褥瘡患者管理加算並びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用を除く。)は、認知症疾患治療病棟入院料に含まれるものとする。	修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、栄養管理実施加算、医療安全対策加算、褥瘡患者管理加算及び後期高齢者外来患者緊急入院診療加算並びに第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症病棟入院料に含まれるものとする。
A316 診療所老人医療管理料(1 日につき)		
(名称の見直し)	診療所老人医療管理料 (1日につき) -	→ 診療所後期高齢者医療管理料 (1日につき)
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た入院施設を有する診療所である保険医療機関において、在宅療養計画に基づき、診療所老人医療管理を行うものとして入院させた患者(老人保健法の規定による医療を提供する場合に限る。)について算定する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た入院施設を有する診療所である保険医療機関において、在宅療養計画に基づき、診療所後期高齢者医療管理を行うものとして入院させた患者(高齢者医療確保法の規定による医療を提供する場合に限る。)について算定する。



(注の新設)

(新設)

(注の見直し)

注2 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第 11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞 在手術基本料1に含まれるものとする。

二 血液化学検査

イ~ハ (略)

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋 白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、 クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ(ChE )、γ-グルタミールトランスペプチダ ーゼ (γ-GTP)、中性脂肪、Na及 びC1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、

- 注2 保険医療機関において、別に厚生労働大臣 が定める手術を行った場合(入院した日から 起算して5日までの期間に限る。)は、短期 滞在手術基本料3を算定する。ただし、当該 患者が同一の疾病につき、退院の日から起算 して7日以内に再入院した場合は、当該基本 料は算定しない。
- 注3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第 11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞 在手術基本料1に含まれるものとする。

イ~ハ (略)

二 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋 白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、 クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ (ChE )、γ-グルタミールトランスペプチダ ーゼ  $(\gamma - GTP)$ 、中性脂肪、Na及 びC1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、H (注の新設)

遊離脂肪酸、HDL―コレステロール、 LDL―コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UIBC)及びイオン化カルシウム

ホ~ル (略)

(新設)

DL―コレステロール、LDL―コレス テロール、前立腺酸性フォスファターゼ 、P及びHPO4、総コレステロール、 グルタミック・オキサロアセティック・ トランスアミナーゼ(GOT)、グルタ ミック・ピルビック・トランスアミナー ゼ(GPT)及びイオン化カルシウム

ホ~ル (略)

- 注5 第1章基本診療料、第2章第1部医学管理 等、第3部検査、第4部画像診断、第5部投 薬、第6部注射、第7部リハビリテーション 、第8部精神科専門療法、第9部処置及び第 13部病理診断のうち次に掲げるものは、短 期滞在手術基本料3に含まれるものとする。 イ 入院基本料(特別入院基本料を除く。)
  - ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、栄養管理実施加算及び医療安全対策加算を除く。)
  - ハ 医学管理等(手術前医学管理料、手術後 医学管理料を除く。)
  - ニ 検査(心臓カテーテル法による諸検査、 内視鏡検査及び診断穿刺・検体採取料以外 のものに限る。)
  - ホ 画像診断(画像診断管理加算、造影剤注 入手技の動脈造影カテーテル法の主要血管 の分枝血管を選択的に造影撮影した場合に 限る場合以外のものに限る。)

へ 投薬(除外薬剤・注射薬を除く。) ト 注射(除外薬剤・注射薬を除く。) チ リハビリテーション(薬剤料に限る。) リ 精神科専門療法(薬剤料に限る。) ヌ 処置(1,000点未満のものに限る。) ル 病理診断(第13部第1節の病理標本作 製料に限る。)
--

項目	現 行	改 正 案
第2章第1部 医学管理等		
B001 特定疾患治療管理料		
4 小児特定疾患カウンセリング料		
(項目の見直し)	710点	イ 月の1回目 500点 ロ 月の2回目 400点
(注の見直し)	注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、15歳未満の喘息、周期性嘔吐症等の患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、1年を限度として月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。	注 小児科を標榜する保険医療機関において、小 児科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定 める患者であって入院中以外のものに対して、 療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回 以上行った場合に、2年を限度として月2回に 限り算定する。ただし、区分番号B000に掲 げる特定疾患療養管理料を算定している患者に ついては算定しない。
15 慢性維持透析患者外来医学管理料		

(注の見直し)

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に 掲げるものは、所定点数に含まれるものとし 、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便 等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学 的検査(I)判断料、生化学的検査(I)判断料又は 免疫学的検査判断料は別に算定できないもの とする。

イ~ロ (略)

ハ 糞便検査

潜血反応検査、ヘモグロビン

ニ~ホ (略)

へ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、γーグルタミールトランスペプチダーゼ(γーGTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びC1、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グ

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に 掲げるものは、所定点数に含まれるものとし 、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便 等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学 的検査(I)判断料、生化学的検査(I)判断料又は 免疫学的検査判断料は別に算定できないもの とする。

イ~ロ (略)

ハ 糞便検査

潜血反応検査、ヘモグロビン定性

ニ~ホ (略)

へ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、γーグルタミールトランスペプチダーゼ(γーGTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びC1、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グ

ルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5一アンヒドロ一Dーグルシトール (1,5AG)、1,25 ジヒドロキシビタミンD3 (1,25 (OH)2D3)、βーリポ蛋白、HD Lーコレステロール、LDLーコレステロール、不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、A1、フェリチン、シスタチンC精密測定、ペントシジント~ワ (略)

ルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5一アンヒドローDーグルシトール (1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD3 (1,25 (OH)2D3)、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、A1、フェリチン、シスタチンC精密測定、ペントシジン

ト~ワ (略)

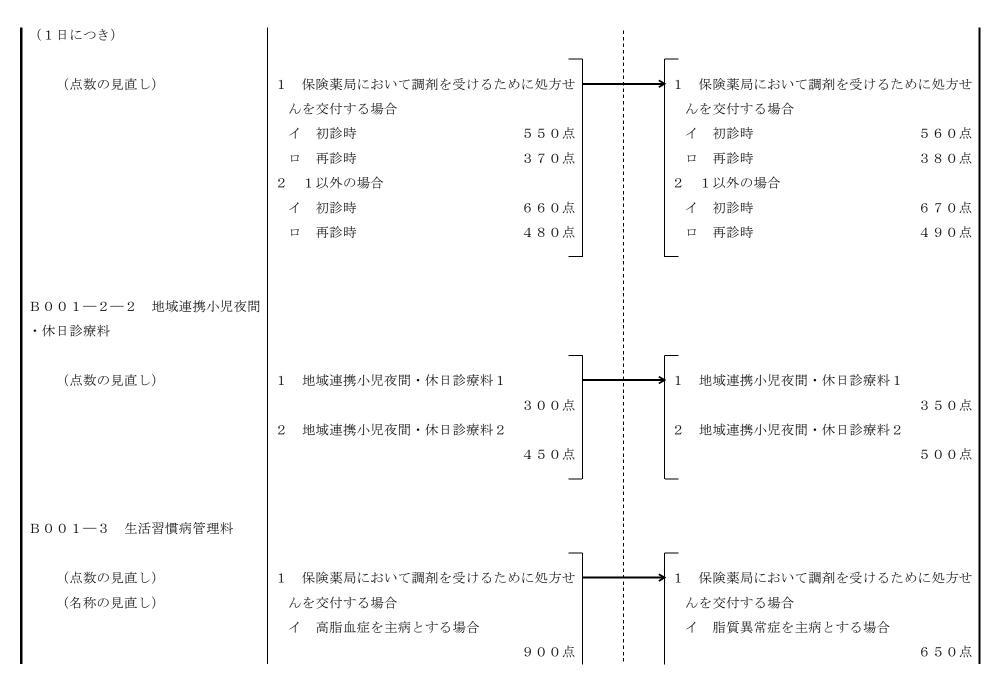
## 17 慢性疼痛疾患管理料

(注の見直し)

注2 区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達牽引及び区 分番号 J 1 1 9 に掲げる消炎鎮痛等処置の費 用は、所定点数に含まれるものとする。 注2 区分番号 J 1 1 8 に掲げる介達牽引、区分番号 J 1 1 8 - 2 に掲げる矯正固定、区分番号 J 1 1 8 - 3 に掲げる変形器械矯正術、区分番号 J 1 1 9 - 2 に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号 J 1 1 9 - 2 に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号 J 1 1 9 - 3 に掲げる肛門処置の費用(薬剤の費用を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。

(新設)	(新設) 20 糖尿病合併症管理料 170点
(利取)	(利設) 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
	注2 1回の指導時間は30分以上でなければな らないものとする。
(新設)	(新設) 2 1 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 150点 150点 21 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、別に厚生 労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、計画的な医学管理を継続して

行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合 に、月1回に限り算定する。 注2 区分番号A000に掲げる初診料を算定す る初診の日に行った指導又は当該初診の日か ら1月以内に行った指導の費用は、初診料に 含まれるものとする。 注3 退院した患者に対して退院の日から起算し て1月以内に指導を行った場合における当該 指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる 入院基本料に含まれるものとする。 (新設) (新設) 22 がん性疼痛緩和指導管理料 100点 注 がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投 与している患者に対して、WHO方式のがん性 疼痛の治療法に基づき、保険医療機関の保険医 が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行 い、麻薬を処方した場合に、月1回に限り算定 する。 B001-2 小児科外来診療料



医科-医学管理等-6/27

	ロー高血圧症を主病とする場合	ロ 高血圧症を主病とする場合
	950点	700点
	ハ 糖尿病を主病とする場合	ハ 糖尿病を主病とする場合
	1,050点	800点
	2 1以外の場合	2 1以外の場合
	イ 高脂血症を主病とする場合	イ 脂質異常症を主病とする場合
	1,460点	1,175点
	ロ 高血圧症を主病とする場合	ロ 高血圧症を主病とする場合
	1,310点	1,035点
	ハ 糖尿病を主病とする場合	ハ 糖尿病を主病とする場合
	1,560点	1,280点
(注の見直し)	注1 許可病床数が200床未満の病院又は診療	注1 許可病床数が200床未満の病院又は診療
	所である保険医療機関において、高脂血症、	所である保険医療機関において、脂質異常症
	高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院	、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入
	中の患者及び老人保健法の規定による医療を	院中の患者及び高齢者医療確保法の規定によ
	受けるものを除く。) に対して、治療計画を	る療養の給付を受けるものを除く。) に対し
	策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に	て、患者の同意を得て治療計画を策定し、当
	関する総合的な治療管理を行った場合に、月	該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合
	1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病	的な治療管理を行った場合に、月1回に限り
	とする場合については、区分番号C101に	算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合
	掲げる在宅自己注射指導管理料を算定してい	については、区分番号C101に掲げる在宅
	る場合は算定できない。	自己注射指導管理料を算定している場合は算
		定できない。

(注の見直し)	注2 生活習慣病管理を受けている患者に対して	┼ → ≯ 注2 生活習慣病管理を受けている患者に対して ┃
	行った医学管理等、検査、投薬及び注射の費	行った第1部医学管理等、第3部検査、第5
	用は、生活習慣病管理料に含まれるものとす	部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の
	る。	費用は、生活習慣病管理料に含まれるものと
		する。
(注の新設)	(新設)	▶ 注3 糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患
		者であってインスリン製剤を使用していない
		ものに限る。)に対して、血糖自己測定値に
		基づく指導を行った場合は、年1回に限り所
		定点数に500点を加算する。
B001一4 手術前医学管理料	ł	
(注の見直し)	注5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に	注5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に
	掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行っ	掲げるもの(手術を行う前1週間以内に行っ
	たものに限る。)は、所定点数に含まれるも	たものに限る。)は、所定点数に含まれるも
	のとする。ただし、当該期間において同一の	のとする。ただし、当該期間において同一の
	検査又は画像診断を2回以上行った場合の第	検査又は画像診断を2回以上行った場合の第
	2回目以降のものについては、別に算定する	2回目以降のものについては、別に算定する
	ことができる。	ことができる。
	イ~ハ (略)	イ~ハ (略)
	二 血液化学検査	ニ 血液化学検査
	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋
	白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、	白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、

クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ(ChE )、γ*一*グルタミールトランスペプチダ ーゼ (γ-GTP)、中性脂肪、Na及 びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、 遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、 LDL-コレステロール、前立腺酸性フ オスファターゼ、P及びHPO4、総コ レステロール、グルタミック・オキサロ アセティック・トランスアミナーゼ(G OT)、グルタミック・ピルビック・ト ランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合 能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UI BC)及びイオン化カルシウム

ホ~ヌ (略)

クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ(ChE )、γ-グルタミールトランスペプチダ ーゼ  $(\gamma - GTP)$ 、中性脂肪、Na及 びC1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、H DL-コレステロール、LDL-コレス テロール、前立腺酸性フォスファターゼ 、P及びHPO4、総コレステロール、 グルタミック・オキサロアセティック・ トランスアミナーゼ(GOT)、グルタ ミック・ピルビック・トランスアミナー ゼ(GPT)及びイオン化カルシウム

ホ~ヌ (略)

B001-5 手術後医学管理料(1 日につき)

(注の見直し)

注3 第3部検査のうち次に掲げるもの(当該手 術に係る手術料を算定した日の翌日から起算 して3日以内に行ったものに限る。)は、所 定点数に含まれるものとする。

イ~ハ (略)

## ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋 白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、 クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ (ChE )、γ*ー*グルタミールトランスペプチダ ーゼ (γ-GTP)、中性脂肪、Na及 びC1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、 遊離脂肪酸、HDL一コレステロール、

注3 第3部検査のうち次に掲げるもの(当該手 術に係る手術料を算定した日の翌日から起算 して3日以内に行ったものに限る。)は、所 定点数に含まれるものとする。

イ~ハ (略)

## 二 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋 白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、 クレアチニン、尿酸、アルカリフォスフ ァターゼ、コリンエステラーゼ (ChE )、γ-ゲルタミールトランスペプチダ ーゼ  $(\gamma - GTP)$ 、中性脂肪、Na及 びC1、K、Ca、Mg、膠質反応、クレ アチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エ ステル型コレステロール、アミラーゼ、 ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP) 、クレアチン・フォスフォキナーゼ(C PK)、アルドラーゼ、遊離コレステロ ール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・ク ロール検査、リン脂質、遊離脂肪酸、H DL―コレステロール、LDL―コレス LDL―コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UIBC)、イオン化カルシウム及び血液ガス分析

ホ~ヌ (略)

テロール、前立腺酸性フォスファターゼ 、P及びHPO4、総コレステロール、 グルタミック・オキサロアセティック・ トランスアミナーゼ(GOT)、グルタ ミック・ピルビック・トランスアミナー ゼ(GPT)、イオン化カルシウム及び 血液ガス分析

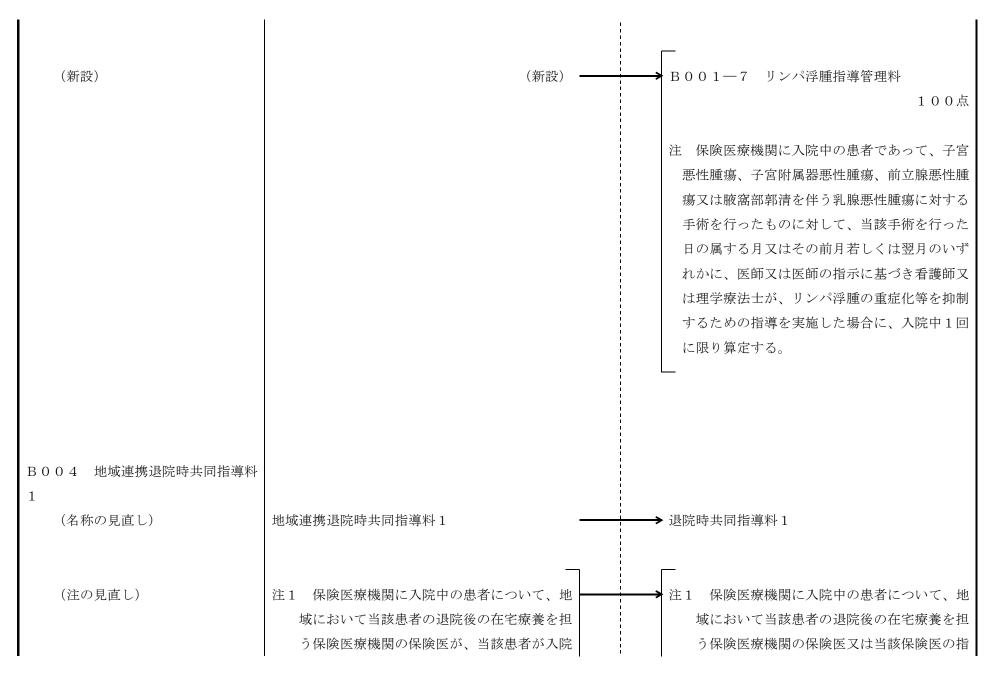
ホ~ヌ (略)

B001-6 肺血栓塞栓症予防管理料

(注の見直し)

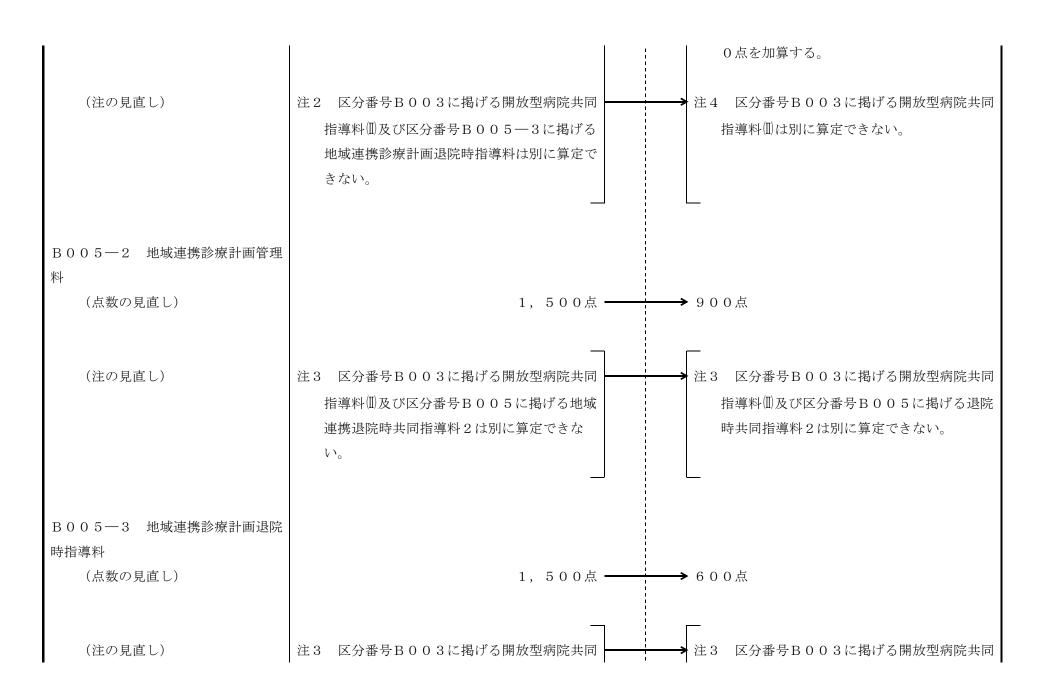
注1 病院(療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院中の患者であって肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いものに対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

注1 病院(療養病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院中の患者であって肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いもの(結核病棟に入院中の患者においては手術を伴うもの、精神病棟に入院中の患者においては治療上必要があって身体拘束が行われているものに限る。)に対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。



している保険医療機関に赴いて、患者の同意 示を受けた看護師等が、当該患者が入院して いる保険医療機関に赴いて、患者の同意を得 を得て、退院後の居宅における療養上必要な 説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保 て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び 険医、看護師等又は連携する訪問看護ステー 指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は ションの看護師等と共同して行った上で、文 看護師等と共同して行った上で、文書により 書により情報提供した場合に、当該入院中1 情報提供した場合に、当該入院中1回に限り 回に限り、地域において当該患者の退院後の 、地域において当該患者の退院後の在宅療養 在宅療養を担う保険医療機関において算定す を担う保険医療機関において算定する。ただ る。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病 し、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者 等の患者については、当該入院中2回に限り については、当該入院中2回に限り算定でき 算定できる。 る。 B 0 0 5 地域連携退院時共同指導料 (名称の見直し) 地域連携退院時共同指導料2 → 退院時共同指導料 2 1 在宅療養支援診療所と連携する場合 → 300点 (点数の見直し) 500点 2 1以外の場合 300点 (注の見直し) 注1 入院中の保険医療機関の医師、看護師等が 注1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師 、入院中の患者に対して、患者の同意を得て 等が、入院中の患者に対して、患者の同意を

	、退院後の居宅における療養上必要な説明及 び指導を、地域において当該患者の退院後の 在宅療養を担う保険医療機関の保険医と共同 して行った上で、文書により情報提供した場 合に、当該患者が入院している保険医療機関 において、当該入院中1回に限り算定する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の	得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定
	患者については、当該入院中2回までに限り 算定できる。	める疾病等の患者については、当該入院中2 回までに限り算定できる。
(新設)	(新設)	注2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、所定点数に300点を加算する。ただし、注3の加算を算定する場合は、算定できない。
(新設)	(新設)	注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、所定点数に2,00



指導料Ⅲ及び区分番号B005に掲げる退院 連携退院時共同指導料2は別に算定できな 時共同指導料2は別に算定できない。 V) B005-4 ハイリスク好産婦共同 管理料(I) (注の見直し) 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方社会保険事務局長に届け ているものとして地方社会保険事務局長に届け 出た保険医療機関において、診療に基づき紹介 出た保険医療機関において、診療に基づき紹介 した患者(別に厚生労働大臣が定める状態等で した患者(別に厚生労働大臣が定める状態等で あるものに限る。) が病院である別の保険医療 あるものに限る。) が病院である別の保険医療 機関(区分番号A237に掲げるハイリスク分 機関(区分番号A236-2に掲げるハイリス ク妊娠管理加算の注又は区分番号A237に掲 娩管理加算の注1に規定する施設基準に適合す げるハイリスク分娩管理加算の注に規定する施 るものとして届け出た保険医療機関に限る。) に入院(分娩を伴うものに限る。) 中である場 設基準に適合するものとして届け出た保険医療 機関に限る。) に入院中である場合において、 合において、当該病院に掛いて、当該病院の保 当該病院に赴いて、当該病院の保険医と共同し 険医と共同してハイリスク分娩に関する医学管 理を共同して行った場合に、当該患者を紹介し てハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する た保険医療機関において患者1人につき1回算 医学管理を共同して行った場合に、当該患者を 定する。 紹介した保険医療機関において患者1人につき 1回算定する。

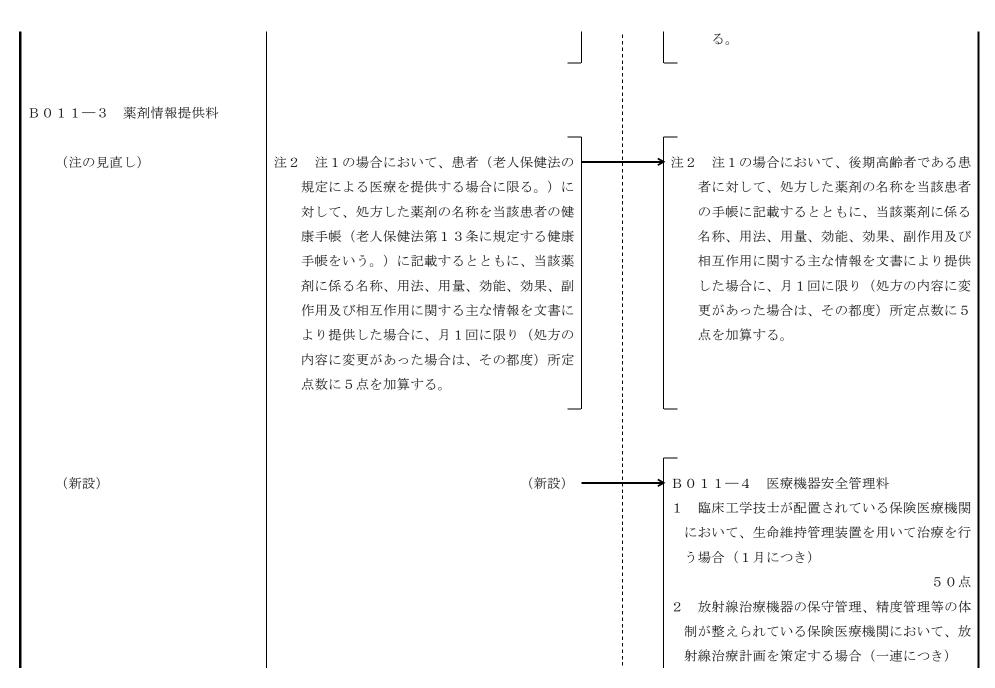
B005-5 ハイリスク妊産婦共同 管理料∭ (注の見直し) 注 区分番号A237に掲げるハイリスク分娩管 注 区分番号A236一2に掲げるハイリスク妊 理加算の注1に規定する施設基準に適合するも 娠管理加算の注又は区分番号A237に掲げる のとして届け出た病院である保険医療機関にお ハイリスク分娩管理加算の注に規定する施設基 いて、ハイリスク分娩に関する医学管理が必要 準に適合するものとして届け出た病院である保 であるとして別に厚生労働大臣が定める施設基 険医療機関において、ハイリスク妊娠又はハイ 準に適合しているものとして地方社会保険事務 リスク分娩に関する医学管理が必要であるとし 局長に届け出た別の保険医療機関から紹介され て別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し た患者(別に厚生労働大臣が定める状態等であ ているものとして地方社会保険事務局長に届け るものに限る。) が当該病院に入院(分娩を伴 出た別の保険医療機関から紹介された患者(別 うものに限る。) 中である場合において、当該 に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限 患者を紹介した別の保険医療機関の保険医と共 る。) が当該病院に入院中である場合において 同してハイリスク分娩に関する医学管理を行っ 、当該患者を紹介した別の保険医療機関の保険 た場合に、当該病院において、患者1人につき 医と共同してハイリスク妊娠又はハイリスク分 1回算定する。 娩に関する医学管理を行った場合に、当該病院 において、患者1人につき1回算定する。 B006-3 退院時リハビリテーシ ョン指導料 (注の見直し) 注 患者の退院時に当該患者又はその家族等に対 注 患者の退院時に当該患者又はその家族等に対 して、退院後の居宅における基本的動作能力若 して、退院後の在宅での基本的動作能力若しく

	しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回 復を図るための訓練等について必要な指導を行 った場合に算定する。	は応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を 図るための訓練等について必要な指導を行った 場合に算定する。
B 0 0 7 退院前訪問指導料		
(注の見直し)	注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者 の退院に先立って患家を訪問し、当該患者又 はその家族等に対して、退院後の療養上の指 導を行った場合に、当該入院中1回(入院後 早期に退院前訪問指導の必要があると認めら れる場合は、2回)に限り算定する。	注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者 の退院に先立って患家を訪問し、当該患者又 はその家族等に対して、退院後の在宅での療 養上の指導を行った場合に、当該入院中1回 (入院後早期に退院前訪問指導の必要がある と認められる場合は、2回)に限り算定す る。
B008 薬剤管理指導料		
(点数の見直し)	350点	1 救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合 430点2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合(1に該当する場合を除く。) 380点3 1及び2の患者以外の患者に対して行う場合325点

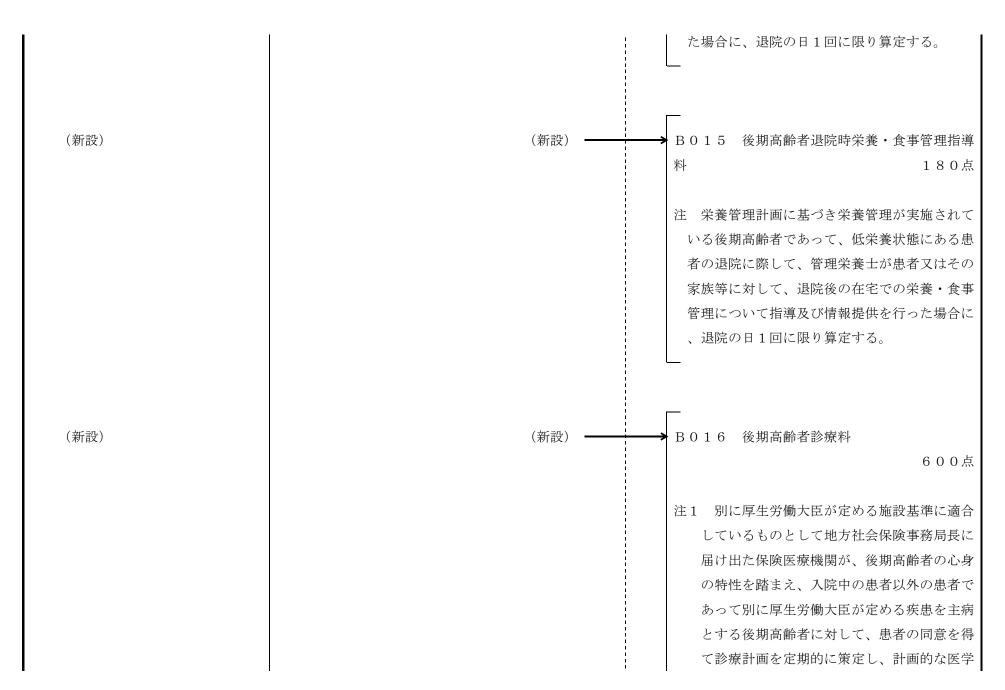
注1 病院である保険医療機関であって別に厚生	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
労働大臣が定める施設基準に適合しているも	しているものとして地方社会保険事務局長に
のとして地方社会保険事務局長に届け出たも	届け出た保険医療機関に入院している患者の
のに入院している患者に対して投薬又は注射	うち、1及び2については別に厚生労働大臣
及び薬学的管理指導を行った場合は、患者1	が定める患者に対して、3についてはそれ以
人につき週1回に限り、月4回を限度として	外の患者に対して、投薬又は注射及び薬学的
算定する。	管理指導を行った場合は、当該患者に係る区
	分に従い、患者1人につき週1回に限り、月
	4回を限度として算定する。
注3 患者の退院時に当該患者又はその家族等に	注3 患者の退院時に当該患者又はその家族等に
対して、退院後の居宅における薬剤の服用等	対して、退院後の在宅での薬剤の服用等に関
に関する必要な指導を行った場合は退院の日	する必要な指導を行った場合は退院の日1回
1回に限り、所定点数に50点を加算する。	に限り、所定点数に50点を加算する。ただ
	し、区分番号B014に掲げる後期高齢者退
	院時薬剤情報提供料を算定している場合につ
	いては算定しない。
注3 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局に	!
	よる在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め
	、在宅での療養を行っている患者であって通
	労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出たものに入院している患者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合は、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度として算定する。  注3 患者の退院時に当該患者又はその家族等に対して、退院後の居宅における薬剤の服用等に関する必要な指導を行った場合は退院の日1回に限り、所定点数に50点を加算する。

	て通院が困難なものの同意を得て、当該保険 薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて 、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導 に必要な情報を提供した場合に、患者1人に つき月1回に限り算定する。	院が困難なものの同意を得て、当該保険薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
(注の見直し)	注6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者 の診断に基づき老人性認知症センターでの鑑 別診断等の必要を認め、当該患者又はその家 族の同意を得て、当該老人性認知症センター に対して診療状況を示す文書を添えて、患者 の紹介を行った場合に、患者1人につき月1 回に限り算定する。	注6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者 の診断に基づき老人性認知症センター等での 鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその 家族の同意を得て、当該老人性認知症センタ 一等に対して診療状況を示す文書を添えて、 患者の紹介を行った場合に、患者1人につき 月1回に限り算定する。
(注の見直し)	注7 保険医療機関が、患者の退院に際して、添付の必要を認め、患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、所定点数に200点を加算する。	注7 保険医療機関が、患者の退院日の属する月 又はその翌月に、添付の必要を認め、患者の 同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者 施設又は介護老人保健施設に対して、退院後 の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像 情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、所定点数に200点を加算す る。
(注の新設)	(新設)	注8 区分番号B005-4に掲げるハイリスク 妊産婦共同管理料(I)の施設基準に適合してい

		るものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関が、ハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等の患者の同意を得て、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付してハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する別の保険医療機関に対して紹介を行った場合は、当該患者の妊娠中1回に限り所定点数に200点を加算する。
(注の新設)	(新設)	注9 保険医療機関が、認知症の疑いのある患者 について専門医療機関での鑑別診断等の必要 を認め、当該患者又はその家族の同意を得て 、当該専門医療機関に対して、診療状況を示 す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は 、所定点数に100点を加算する。
(注の新設)	(新設)	注10 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、所定点数に200点を加算す



		1,000点
		注1 1については、別に厚生労働大臣が定める
		施設基準に適合しているものとして地方社会
		保険事務局長に届け出た保険医療機関におい
		て、生命維持管理装置を用いて治療を行った
		場合に、患者1人につき月1回に限り算定す
		る。
		注2 2については、別に厚生労働大臣が定める
		施設基準に適合しているものとして地方社会
		保険事務局長に届け出た保険医療機関におい
		て、放射線治療が必要な患者に対して、放射
		線治療計画に基づいて治療を行った場合に算
		定する。
(新設)	(新設)	→ B014 後期高齢者退院時薬剤情報提供料
		100点
		注 保険医療機関が、後期高齢者である患者の入
		院時に、当該患者が服薬中の医薬品等について
		確認するとともに、当該患者に対して入院中に (たに) シスチャース (スペース) スタース (スペース) (スペース) スタース (スペース) (スペー
		使用した主な薬剤の名称(副作用が発現した場
		合については、当該副作用の概要、講じた措置
		等を含む。)に関して当該患者の手帳に記載し



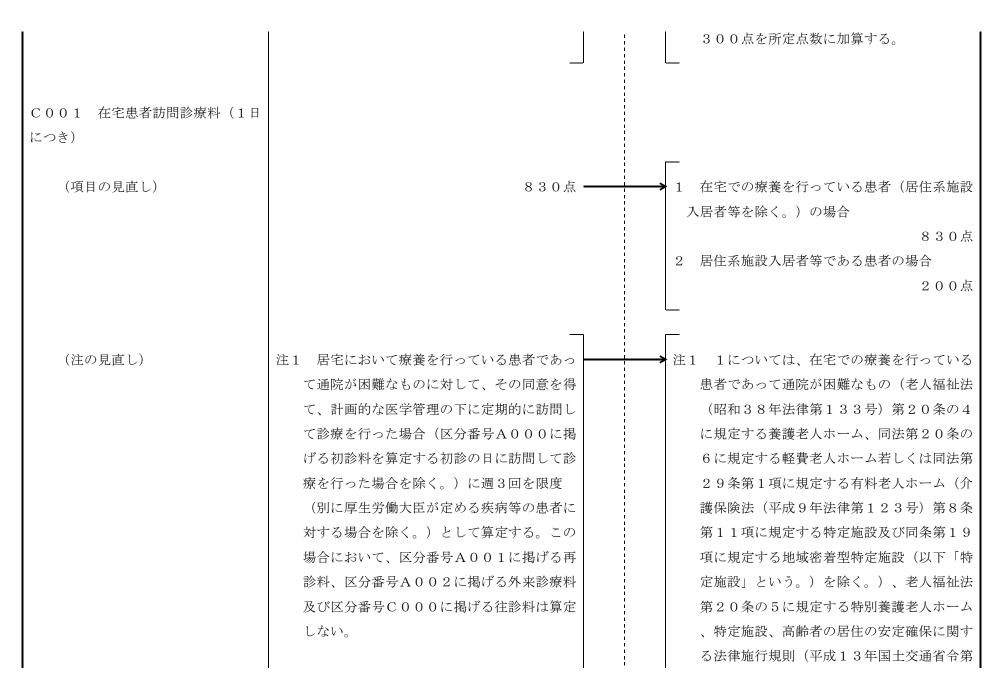
管理の下に、栄養、安静、運動又は日常生活に関する指導その他療養上必要な指導及び診療(以下この表において「後期高齢者診療」という。)を行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。ただし、当該患者について区分番号A000に掲げる初診料を算定した日の属する月又は当該患者が退院した日の属する月(同一月に入院日及び退院日がある月を除く。)においては算定しない。

注2 後期高齢者診療を受けている患者に対して 行った第1部医学管理等(区分番号B009 に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号B01 0に掲げる診療情報提供料(I)、区分番号B01 17に掲げる後期高齢者外来継続指導料及び 区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期 相談支援料を除く。)、第3部検査(第5節 に規定する薬剤料及び第6節に規定する特定 保険医療材料料を除く。)、第4部画像診断 (第4節に規定する薬剤料及び第5節に規定 する特定保険医療材料料を除く。)及び第9 部処置(第2節に規定する処置医療機器等加 算、第3節に規定する薬剤料及び第4節に規 定する特定保険医療材料料を除く。)の費用

は、後期高齢者診療料に含まれるものとす る。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施 した検査、画像診断及び処置に係る費用は、 所定点数が550点未満のものに限り、当該 診療料に含まれるものとする。 注3 第2部在宅医療(区分番号C000に掲げ る往診料を除く。)を算定している場合に ついては、算定しない。 (新設) B 0 1 7 後期高齢者外来継続指導料 (新設) 200点 注 区分番号B016に掲げる後期高齢者診療料 を算定している患者が、他の保険医療機関に入 院した場合であって、当該患者が退院後再び継 続して区分番号B016に掲げる後期高齢者診 療料を算定する保険医療機関において診療を行 ったときに、退院後の最初の診療日に算定す る。

(新設)	(新設) → → → B018 後期高齢者終末期相談支援料
	200点
	注 保険医療機関の保険医が、一般的に認められ
	ている医学的知見に基づき回復を見込むことが
	難しいと判断した後期高齢者である患者に対し
	て、患者の同意を得て、看護師と共同し、患者
	及びその家族等とともに、終末期における診療
	方針等について十分に話し合い、その内容を文
	書等により提供した場合に、患者1人につき1
	回に限り算定する。

項目	現 行	改 正 案
第2章第2部 在宅医療		
第1節 在宅患者診療・指導料		
C 0 0 0 在診料		
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣が定める時間において、 入院中の患者以外の患者に対して診療に従事 している場合に緊急に行う往診については、 325点を、夜間(深夜を除く。)の往診に ついては650点を、深夜の往診については 1,300点を所定点数に加算する。ただし 、在宅療養支援診療所又はその連携保険医療 機関の保険医が行う往診については、それぞれ、650点、1,300点、2,300点 を所定点数に加算する。	注1 別に厚生労働大臣が定める時間において、 入院中の患者以外の患者に対して診療に従事 している場合に緊急に行う往診については、 325点を、夜間(深夜を除く。)の往診に ついては650点を、深夜の往診については 1,300点を所定点数に加算する。ただし 、在宅療養支援診療所若しくはその連携保険 医療機関又は在宅療養支援病院(地域におい て在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する 在宅療養の提供に主たる責任を有する病院で あって、別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方社会保険事務 局長に届け出たものをいう。以下この表において同じ。)の保険医が行う往診については 、それぞれ、650点、1,300点、2,



115号) 第3条第6号に規定する高齢者専 用賃貸住宅(特定施設を除く。)に入居若し くは入所している者又は介護保険法第8条第 9項に規定する短期入所生活介護、同条第1 7項に規定する小規模多機能型居宅介護(指 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 令第34号)第63条第5項に規定する宿泊 サービスに限る。)、介護保険法第8条第1 8項に規定する認知症対応型共同生活介護、 同法第8条の2第9項に規定する介護予防短 期入所生活介護、同条第16項に規定する介 護予防型小規模多機能型居宅介護 (指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年厚生労働省令 第36号) 第44条第5項に規定する宿泊サ ービスに限る。)、介護保険法第8条第17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活 介護を受けている者(以下「居住系施設入居 者等」という。)を除く。)に対して、2に ついては、居住系施設入居者等である患者で あって通院が困難なものに対して、その同意 を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪 問して診療を行った場合(区分番号A000

に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問し て診療を行った場合を除く。) に、週3回 (同一の患者について、1及び2を併せて算 定する場合において同じ。)を限度(別に厚 生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場 合を除く。)として算定する。この場合にお いて、区分番号A001に掲げる再診料、区 分番号AOO2に掲げる外来診療料又は区分 番号COOOに掲げる往診料は算定しない。 (注の見直し) 注4 在宅で死亡した患者に対して、死亡目前1 考注4 在宅で死亡した患者に対して、死亡日前1 4日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実 4日以内に2回以上の往診又は訪問診療を実 施した場合、在宅ターミナルケア加算として 施した場合、在宅ターミナルケア加算として 、所定点数に1,200点を加算する。ただ 、所定点数に2,000点を加算する。ただ し、在宅療養支援診療所又はその連携保険医 し、在宅療養支援診療所若しくはその連携保 療機関の保険医が、死亡日前14日以内に2 険医療機関又は在宅療養支援病院の保険医が 、死亡日前14日以内に2回以上の往診又は 回以上の往診又は訪問診療を実施し、かつ、 死亡前24時間以内に訪問して当該患者を看 訪問診療を実施し、かつ、死亡前24時間以 取った場合には、所定点数に10,000点 内に訪問して当該患者を看取った場合には、 を加算する。 所定点数に10,000点を加算する。 (注の見直し) 注7 往診料を算定する往診の日の翌日までに行 ▶ 注7 往診料を算定する往診の日の翌日までに行 った訪問診療(在宅療養支援診療所又はその った訪問診療(在宅療養支援診療所若しくは 連携保険医療機関の保険医が行ったものを除 その連携保険医療機関又は在宅療養支援病院 く。) の費用は算定しない。 の保険医が行ったものを除く。) の費用は算 定しない。

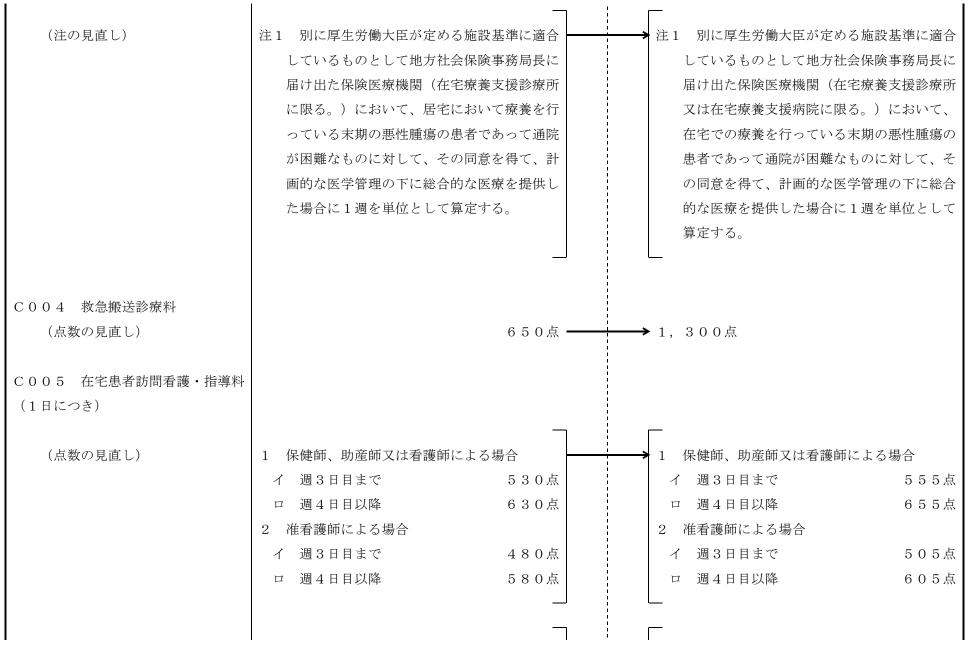
1		'
C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月1回)		
(名称の見直し)	1 在宅療養支援診療所の場合	1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の 場合
(注の見直し)	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に
	届け出た保険医療機関(診療所及び許可病床 数が200床未満の病院に限る。)において	届け出た保険医療機関(診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院
	、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、その同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定	(在宅療養支援病院を除く。)に限る。)に おいて、在宅での療養を行っている患者(特 定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養
	期的な訪問診療を行っている場合に、月1回 に限り算定する。	を行っている患者その他入居している施設に おいて一定の医学的管理を受けている患者
		(以下「特定施設入居者等」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、 患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に
		月2回以上の定期的な訪問診療を行っている 場合に、月1回に限り算定する。
(注の新設)	(新設)	注4 区分番号C002-2に掲げる特定施設入 居時等医学総合管理料を算定している患者に

	ついては算定しない。
(新設)	(新規) C002-2 特定施設入居時等医学総合管理料 (月1回) 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の 場合
	イ 保険薬局において調剤を受けるために処方 せんを交付する場合 3,000点
	ロ 処方せんを交付しない場合 3,300点
	2 1以外の場合
	1,500点         ロ 処方せんを交付しない場合         1,800点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方社会保険事務局長に 届け出た保険医療機関(診療所、在宅療養支 援病院及び許可病床数が200床未満の病院 (在宅療養支援病院を除く。)に限る。)に おいて、特定施設入居者等である患者であっ

て通院が困難なものに対して、患者の同意を 得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の 定期的な訪問診療を行っている場合に、月1 回に限り算定する。

- 注2 特定施設入居時等医学総合管理料を算定すべき医学管理を行った場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 注3 特定施設入居時等医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする 患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。)に対して、1月に4回以上 の往診又は訪問診療を行った場合には、患者 1人につき1回に限り、重症者加算として、 所定点数に1,000点を加算する。
- 注4 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合 管理料を算定している患者については算定し ない。

C003 在宅末期医療総合診療料 (1日につき)



(注の見直し)

注1 保険医療機関が、居宅において療養を行っ ている患者であって通院が困難なものに対し て、診療に基づく訪問看護計画により、保健 師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪 問させて看護又は療養上必要な指導を行った 場合に、当該患者1人について、日単位で算 定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める 疾病等の患者以外の患者については、週3日 を限度(保険医療機関が、診療に基づき、患 者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看 護指導を行う必要を認め、訪問看護計画によ って、当該診療を行った保険医療機関の保健 師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪 問させて看護又は療養上必要な指導を行う場 合は、当該診療の日から14日以内に行う訪 問看護・指導については、当該患者について 14日を限度(1月に1回に限る。))とす る。

→ 注1 保険医療機関が、在宅での療養を行ってい る患者(居住系施設入居者等を除く。以下注 5及び注6において同じ。)であって通院が 困難なものに対して、診療に基づく訪問看護 計画により、保健師、助産師若しくは看護師 又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必 要な指導を行った場合に、当該患者1人につ いて、日単位で算定する。ただし、別に厚生 労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者に ついては、週3日(同一の患者について、区 分番号C005-1-2に掲げる居住系施設 入居者等訪問看護・指導料を併せて算定する 場合において同じ。)を限度(保険医療機関 が、診療に基づき、患者の急性増悪等により 一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を 認め、訪問看護計画によって、当該診療を行 った保険医療機関の保健師、助産師若しくは 看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療 養上必要な指導を行う場合は、当該診療の日 から起算して14日以内に行う訪問看護・指 導については、当該患者について14日(同 一の患者について、区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指 導料を併せて算定する場合において同じ。) を限度(1月に1回、別に厚生労働大臣が定 める者については、2回に限る。))とす

		る。
(注の見直し)	注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める 疾病等の患者又は14日を限度として所定点 数を算定する患者に対して、主治医が必要と 認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・ 指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ 450点又は800点を加算する。	注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める 疾病等の患者又は14日を限度として所定点 数を算定する患者に対して、当該患者に対す る診療を担う保険医療機関の保険医が必要と 認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・ 指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ 450点又は800点を加算する。
(注の見直し)	注3 患者又はその看護に当たっている者の求め を受けた在宅療養支援診療所の保険医の指示 により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪 問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問 看護加算として、1日につき所定点数に26 5点を加算する。	注3 患者又はその看護に当たっている者の求め を受けた在宅療養支援診療所又は在宅療養支 援病院の保険医の指示により、保険医療機関 の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施し た場合には、緊急訪問看護加算として、1日 につき所定点数に265点を加算する。
(注の新設)	(新設)	注4 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を 要する者に対し、保険医療機関の看護師等が 、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した 場合には、長時間訪問看護・指導加算として 、週1日を限度として所定点数に520点を 加算する。
(注の新設)	(新設)	注 5 訪問診療を実施している保険医療機関の保 健師、助産師又は看護師が、在宅での療養を

行っている患者であって通院が困難なものに 対して、患者の同意を得て、訪問診療を実施 している保険医療機関を含め、歯科訪問診療 を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管 理指導を実施している保険薬局と文書等によ り情報共有を行うとともに、共有された情報 を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に 、在宅患者連携指導加算として、月1回に限 り所定点数に300点を加算する。 注6 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師 (注の新設) (新設) が、在宅での療養を行っている患者であって 通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当 該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の 保険医の求めにより、当該他の保険医療機関 の保険医等、歯科訪問診療を実施している保 険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問 薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険 薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専 門員と共同で患家に赴き、カンファレンスに 参加し、それらの者と共同で療養上必要な指 導を行った場合には、在宅患者緊急時等カン ファレンス加算として、月2回に限り所定点 数に200点を加算する。 (注の新設) (新設) 注7 保険医療機関の保健師、助産師又は看護師